

平成29年度第3回土壌汚染対策検討委員会

平成30年3月2日

【丹野課長】 おはようございます。定刻となりましたので、第3回土壌汚染対策検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様、年度末の大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日も司会を務めさせていただきます丹野でございます。よろしくお願いいたします。着座で進行させていただきたいと思っております。失礼いたします。

それでは、早速ですが、お手元の資料のご確認をさせていただきます。まず、次第でございます配付資料の一覧をごらんいただきながら、ご確認いただければと思っております。

資料番号を振っていない資料といたしまして、まず、委員会次第、委員名簿、事務局名簿、座席表がそれぞれA4、裏表で2枚、片面で1枚ずつでございます。

続きまして、資料1から5まで、それぞれホチキスどめになっております。続きまして、参考資料が1から3でございます。参考資料2の第2回検討委員会議事録に関しましては、円卓内のみに配付させていただいております。なお、別冊資料といたしまして、フラットファイルにとじたものを委員のお手元にご用意してございます。

以上、そろっておりますでしょうか。もし不足等がございましたら、その時点で事務局までお申し出いただければ、ご対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様、事務局の職員、全員出席ということになっております。

本日の会議は、設置要綱第8条により公開で行われます。議事録及び会議資料につきましても、設置要綱第9条のとおりといたします。なお、会議が公開で行われることにつきましては、第1回の検討会においてご了承いただいております。

それでは、細見委員長、よろしくお願いいたします。

【細見委員長】 それでは、早速、始めさせていただきたいと思っておりますが、議題の1つ目ですが、前回に引き続き、都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討についてということになっています。

まず、議題の(1)－①ということで、調査・対策以外の規定に関する検討について、まず、事務局のほうからご説明をお願いいたします。お手元の資料1でございます。

【名取課長代理】 それでは、よろしくお願いいたします。

すみません。資料の確認なのですが、申しわけございません。参考資料1の設置要綱、おそらくお手元に入っていなかったというふうに思います。申しわけございません。こちらでご用意する予定が、入っていなかったと思いますので、必要であればご用意いたします。よろしく願いいたします。

それでは、改めまして、調査・対策以外の規定に関する検討についてご説明させていただきたいと思います。

こちらですけれども、調査、対策以外というところですが、こちらが環境確保条例の土壌の部分の条例、10条分になりますが、今回、検討していただきたいと思っているのが後半の部分、118条から122条の部分になります。

そして、これらの規定ですけれども、118条記録の保管、それから、119条指導、助言、120条勧告、それから、費用の負担、適用除外といった、調査、対策といったメインの部分ではないのですけれども、いわゆる雑則的な部分の整理をさせていただきたいと思っております。

論点としましては、論点①から⑥まで挙げてございますけれども、各条文それぞれについて整理していきたいと思っております。そして、論点②、台帳については、これまでご議論いただいていた部分ですが、改めて台帳制度の概要について検討してまいりましたので、ご説明させていただきたいと思います。

では、それぞれご説明していきますけれども、まず、118条でございます。こちらの規定は、土壌の調査、対策について行ったものは記録を作成して、保管をしておかなければならないと。そして、それを土地の所有者に引き継いでいかなければならないというような規定を設定しております。この規定について、これまでの検討の中で、幾つかこれに関するものが検討されております。

1つが台帳制度の新設になりまして、今回、見直しにおきまして、条例に基づく調査、届出についても台帳を調整して、公開することとしております。これによりまして、記録の保管については、今後、行政が主体となることができると考えております。ですので、土地所有者等以外の者が実施した場合には、まずは土地所有者の方に情報を共有していただくことが必要と考えております。一方で、保管については、土地所有者に義務づける必要はなく、行政側で担保できるのではないかと考えています。

それから、もう一つが汚染地の改変時の義務に関することですが、汚染が残置された土地に関するリスク管理の部分を今回、検討項目にしてはおりますが、それについて、

土地所有者が新たに土地を改変する方に対して調査や対策のこれまでの記録というのをお伝えして、改変に当たり留意が必要だということを伝えるという義務を規定したいということをお前のご議論の中でご了承いただいたと思っております。その部分についても、この部分で記載していく必要があるということで、土地所有者の提供義務というのを書いていきたいと思っております。

ですので、見直しの方向性としては、調査の共有、承継、それから、土地所有者が改変者に記録を提供する。そして、さらに、土地所有者が土地を譲渡する、売買などする際には、その調査の記録を承継するといったことを記載していきたいと思っております。

それを記載したものが、イメージとして、こちらで考えています。上の部分に関しては、土地所有者に共有、第1項に関しては共有する。それから、必要に応じて引き継いでいくということを書いています。保管というものに関しては、行政のほうでできるのであれば、この部分についてはここに記載しなくてもいいのではないかと考えています。

そして、さらに、土地の改変を行おうと思った者に対して適切に提供するというのと、土地の権利の異動があったときには記録を引き継ぐということを書いていきたいと思っております。

続きまして、論点の2つ目ですが、こちらは、今回の見直しにおいて新たに台帳を調製、保管するということを考えております。こちらは、第1回で検討いただいた資料の抜粋になりますけれども、見直しの方向性としては、台帳の調製、公開の仕組みを設けて、積極的な情報公開に向けて運用を進めていくということを考えています。

第1弾として、まず、土対法と同じレベルの公開を考えまして、それ以降、将来的に、より積極的な公開を目指していくということを考えております。

そして、公開の範囲としては、汚染が確認された土地、それから、過去に汚染があった土地、そして、汚染が確認されなかった土地という分類分けをしたときに、土壤汚染対策法と同じ範囲のA、Bの部分については、まずは公開をしまして、その後、全ての届出について、公開に向けた検討を進めていくということがこれまでの方向性ということになっております。

それを骨子にしたものがこちらですけれども、これを踏まえまして、もう少し制度の中身を検討してまいりました。基本的には、こちらに法の台帳のイメージを載せておりますけれども、このような台帳の個票と図面から成るようなものになっています。こちらに基本情報が載ってまして、詳しい情報は図面で表現しているというような表現方法になっ

ていますけれども、条例台帳も、基本的には類似の台帳の形を想定しております。

こちらが参考に、法による区域台帳の記載事項ですけれども、帳簿に記載されている、様式に記載されているものは基本的な情報として、指定の年月日ですとか所在地、概況、汚染の有無などについて書いています。それから、添付図面として、周辺の地図ですとか施工状況などを示した図面というのを添付するというのが台帳になっています。

これを踏まえまして、条例台帳の内容検討ですけれども、まず、検討の基本的な考え方としましては、公開の範囲について先ほどお話しさせていただきましたけれども、汚染が確認された土地と汚染が確認されなかった土地とで、それぞれ情報量がかなり違いますし、記載事項が異なってくるのではないかとということで、それぞれ分けて検討したいと思っています。

まず、汚染が確認された土地に関してですけれども、この汚染が確認された土地は環境リスクがあるという土地になります。それから、汚染があった場合には、改変時の届出義務がこれからかかる土地ということですので、しっかりと情報が共有される必要があると考えています。ですので、法と同様に、土地ごとの汚染の状況がわかるような個票を調製して公開していくということを考えています。

個票の記載事項としましては、基本的には法の台帳に書いてある項目、基本的な事項は一緒ですけれども、条例独自の部分としては、条例に基づく届出、報告の履歴というのを載せる欄をつくったらどうかというふうに考えています。これによって、どういう届出が出ていたかということが管理しやすくなるし、見る方にとっても便利になるというふうに考えています。

一方で、法のように区域制度を設けませんので、要措置区域台帳と訂正変更事業届出帳が2つになるとか、そういうことは考えておりませんし、それから、消除ということも特に考えていませんので、一体として、1つの台帳として管理していくことを想定しております。

記載項目は、法の項目に倣いまして、比較しまして、こういった形で考えていますけれども、法の独自の規定、埋立地特例区域ですとか、そういったものに関しては記載を不要と考えていますので、そういう部分は抜いた形でつくっていきたいと思っています。

一方で、汚染が確認されなかった土地に関してですけれども、これは環境リスクがない状態として、その後の規制も特に設けられていない土地ですので、まずは届出がされたことがわかることが重要というふうに思っております。ですので、届出されたことがわかる

一覧を作成して、これを一定期間ごとに更新、公開していくことではどうかと考えています。

届出がされていますので、その届出内容の詳細を知りたい方については、開示請求等によって開示をすることでニーズに応えられるのではないかと考えているところです。

届出書一覧のイメージを下に記載しております。事業所名や事業名、それから対象地、届出された届出の種類、年月日などのほかに調査結果の概要を入れることで、一般の方が知りたいニーズに応じていけるんじゃないかとは思っています。

ここで、汚染が確認されなかった土地というふうにご説明しますけれども、汚染が確認された土地も、同時にこういった形の一覧に示していくことで考えております。その上で、汚染が確認された土地については、先ほど申し上げた個票も見られるような形、参照して見られるような形ということ想定しています。

ここで注意しなければならないのは、この調査結果を示すとした場合には、この調査結果が汚染の有無を都が保証するというようなとられ方をされないように、しっかり意味を説明していく必要があるというふうには考えています。

ただ、こちらをやろうとした場合に、非常に多数の届出をいただいておりますので、都庁の場合ですと、年間700件程度の届出をいただいておりますので、これらを一元的に管理して、さらに、700件をずらっと並べますと、皆さん、見ていただいてもおそらく見つけられないということが起こり得ますので、何らか電子的な対応も必要だろうというように考えています。

ですので、このあたりの準備を進めなければならないという意味で、あと運用方法についても検討が必要ということで、施行時期、それから運用については引き続き検討が必要というふうには考えているところです。

続きまして、119条になります。こちらは、事業者による汚染土壌の調査と対策が適正に行われるように知事が指導、助言ができる旨を規定しているものになります。

これまでの検討の中で、まず、指導、助言の対象については、届出時期を廃止後にすることを検討していますので、そういったときに、工場等廃止者という新しい事業者が発生しますので、そういった方も対象にすべきだろうと。

それから、土地所有者さんにも一定の責務を負わせることを検討しますので、土地所有者さんに対する指導、助言も必要になるのではないかと考えています。

それから、その他、情報の収集、提供についてということで、健康リスクに関する情報

の収集、提供について規定を申請するというを前回、ご議論させていただきましたので、それについても、ここで入れていきたいと思っています。

さらに、これまでの議論ではございませんでしたが、今回の改正の1つの趣旨、理念の中に1つ入っていますけれども、土壤汚染対策における環境負荷への配慮、いわゆるGreen Remediationと言われているものです。それから、経済、社会面も配慮するという、すみません、GRになっていますけれども、こちらはSRです。Sustainable Remediationの考え方というの、これから普及を図っていきたいと考えていますので、このあたりについても助言、指導の対象になるのかというふうには考えています。

ただ、ここでは、条文上で記載することとまでは言えないということで、これについては引き続き、指針などで示していきたいとは思っています。ここでは、指導、助言の対象として、工場等廃止者、土地所有者を追加する。それから、人の健康影響に係る情報の収集、提供の規定を追加するということを考えています。

その改正をした場合の骨子がこちらになります。第1項で、工場等廃止者や土地所有者も含めた指導、助言の規定、それから、2項、3項で情報収集、提供の規定を組み入れていきたいと思っています。

続きまして、120条の勧告になります。こちらは、土壤汚染の調査及び処理を行わない者に対して、知事がその是正措置を勧告することができる旨の規定になります。これに関しては、調査未実施者への対応を強化するために、勧告に従わなかった場合に公表する規定、これはもともと条例の156条に入っておりますけれども、その規定の中に、この土壤の調査未実施の場合も入れてはどうかということを考えています。これは156条の1項のほうで、公表の対象に加えることで実現できると考えています。

一方で、未調査地については、環境リスクへの対応、それから土地取引のトラブル防止という意味合いで、未調査地であることの情報というのは勧告違反に先行して公表することを検討したいところです。これが第1回目の議論のところ、そういったご議論をさせていただきました。

この公表規定については、必要というふうには考えておりますけれども、1回目の議論では、公表という形で限定してお話しさせていただきましたが、手法として公表に限定する必要性は今のところないというふうに考えております。事案によって、やり方もあるでしょうし、自治体によって運営の仕方があると思っておりますので、規定としては公開という形にしたいと思っております。公開の中には公表も含まれていますので、手段は改めてまた検

討したいと思っています。

この公開規定については、土壌制度の規定の範囲で新設する必要があるということで、見直しの方向性としては、156条1項の対象に勧告違反を加えるということと、未調査地であることの情報については速やかに公開する規定をこの120条の中に入れていきたいと思っています。それで入れたイメージがこちらになります。1項はそのままですけれども、2項が土地についての公開をするという規定を追加しています。

続きまして、121条、費用の負担になります。こちらは、土地所有者、土地の譲渡を受けた者や土地の改変者が汚染原因者に対して費用の請求をすることを妨げるものではないということで、汚染者負担の原則を改めて確認的に規定したものという規定になっています。

一方で、土地所有者等に関しましては、費用の負担と関連した項目としまして、例えば、ここで114条をお示ししていますけれども、対策を実施するときに協力しなければならないというような規定が114条に記載されています。この協力というのは、逐条解説の1文を抜粋してきていますけれども、土地の掘削などの処理行為の実施を承認することの協力を示しまして、費用の負担等を求めるものではないというものになります。

これらの協力義務と費用の負担をあわせて、ここで検討していきたいと思っていますが、汚染原因者負担の原則の考え方については、引き続き実施していくことが必要だと考えておりますので、この求償を妨げない規定については、引き続き明記していきたいと思っています。

土地所有者に関して、協力義務に関しては、これまでも対策実施時の協力義務は各条文の中で規定してきていましたけれども、調査に関しても、土地所有者の協力はやはり不可欠ですので、この調査に対する規定もここで明記していきたいと思っています。ですので、各条文に一々、書いていくよりは、ここで一括して、調査、対策への協力義務を書いてはどうかというのが事務局としての考えでございます。

なお、この協力義務に関しましては、土地所有者等以外の義務者に課されたときに土地所有者の協力義務が適用されるというふうに考えておまして、ほかの規定で、直接、土地所有者等に調査、対策の義務がかかることと重複するものではないというふうに考えています。

見直しの方向性としてしましては、汚染原因者以外の者が実施した調査、対策の費用を請求することを妨げないということは引き続き明記しまして、あわせて、条例上の義務者が調

査、対策を実施するとき、土地所有者の協力義務というの、ここで規定していきたいと思っています。そちらは、こちらに記載してはありますが、まずは、第1項で土地所有者の協力義務を規定しまして、第2項については引き続き維持するという形で考えています。

続きまして、適用除外に関してですけれども、現行の適用除外については、農用地や自然的条件、それから、有害物質の処分等のために設置している土地については、一律に適用しないという除外規定を設けておりますけれども、これまでのご議論の中で、自然由来の基準不適合土壌については、一律適用除外ではなく、搬出について限定的に規制をするということの方向性を示しております。

これにつきまして、第1回の資料を抜粋しておりますけれども、搬出による汚染拡散リスクの観点から、条例の規制の一部を適用するということが見直しの方向性になっております。

そして、第2回で中身について少しご議論させていただきましたが、事務局としてご提案したものが、この適用除外からは一旦、削除した上で、土壌汚染対策指針などにおいて、自然由来等基準不適合土壌の取り扱い方法を別途定めるということをお示しさせていただいたところですが、それを踏まえまして、こういった規制内容についてご提案したところでございます。

これについては、この一律の適用除外は見直して、搬出に関して限定的に規制を設けるということについては了承いただいたというふうに考えておりますけれども、一方で、前回の検討会におきまして、この条例、122条の適用除外規定から完全に自然由来等の記載をなくしてしまうことに対するご懸念の意見もいただきました。かなりの強化に見えるんじゃないかといったところですか、自然由来をどうするのかというのは、そもそもわからなくなってしまうというご意見をいただいております。

そういう意見を踏まえまして、この自然由来等基準不適合土壌については、引き続き、規制の内容は変わりませんが、条例の中で記載することを検討しております。

改めて、各条文のどこの部分に自然由来等基準不適合土壌に関する規定が適用されるかを整理しておりますけれども、113条から121条と書いてありますが、まずは、113条では、指針の中で、自然由来等不適合土壌の扱いを書いていますので、適用されるものと考えています。

114条や115条は、健康リスクがある場合ですとか、人為的な地下水汚染がある場

合を想定していますので、ここは対象外になるだろうと考えています。

116条や117条については、一部が適用になるということで、自然由来等基準不適合土壌が見つかった場合などについては、報告などが必要になってくると考えていますし、その後の記録の保管ですとか、台帳、指導助言、勧告なども基本的には適用になるというふうに考えておりますので、条文ごとに整理すると、比較的、適用の部分も多いというふうにはなっていますが、こういった整理ができましたというところです。

ですので、適用除外の文章としましては、一律、適用除外ということの表現は改めまして、第2項として、別に搬出による汚染拡散防止に必要な限りにおいて適用するというような形で記載してはどうかということを考えております。

このあたり、条文上、どう表現していくかということは、技術的な部分もありますので、引き続き検討はしていきたいと思っています。

資料1に関しては以上になります。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質問とかご意見をいただきたいと思いますが、論点①から⑥、順番に追っていききたいと思いますが、まず、論点①で記録の保管及び承継についての事務局の提案について、いかがでしょうか。何かご意見等はございますでしょうか。特に大塚先生、この辺の。

【大塚委員】 これでもいいと思うところはあるんですけども、2点ほど申し上げておきますと、118条1項のほうで出てきていることで、これは賃貸借で賃貸している場合とかはどうなるのかと気になるのですけれども、土地所有者等の「等」は、いろんなことを考えていらっしゃると思いますが、どのぐらいのことを考えていらっしゃるのかをお伺いしたいというのが1つございます。

それから、1項のほうで保管のほうは、期限をつけるのは難しいので、私も意見を申し上げて、削っていただいたのですけれども、期限は確かにつけられないものですから、どっちかという記録の承継のほうが大事なので、だから、保管はなくていいと思うんです。もし、そこにこだわらないのであれば、保管を残してもいいという気もしないでもないですけれども、とにかく期限をつけるのは無理なので、5年とか何とか言われると、そうすると、じゃ、その後は記録は承継しなくてもいいんですかという話になってくるので、やや訓示的な話になりますけれども、保管しないと承継できないとか言われちゃうと困るものですから、とにかく期限はつけられないんですが、承継のための保管というのはあって

もいいかもしれないとは一応、思います。ちょっとそんなところが少し気になったところではございます。

【細見委員長】 まず、最初の質問からいいでしょうか。

【丹野課長】 ありがとうございます。土地所有者等というところは、法と表現を同じにさせていただいていますので、法の土地所有者等と同じと考えております。土地の所有者、管理者といわゆる占有者で権原を持っている者、土地を改変するに当たり、権原を持っている者ということで考えております。

【大塚委員】 異動の「異」は、移るのほうが多分いいと思います。

【丹野課長】 異動の「異」、ありがとうございます。

【細見委員長】 土地に係る権利に移動の「移」ですか。

【大塚委員】 はい。

【細見委員長】 「い」は移るの字に。

【丹野課長】 はい。

【細見委員長】 あと、賃貸している場合はどうだった。

【大塚委員】 入らないということですね。

【丹野課長】 そうですね。今のこの規定でいきますと。

【細見委員長】 入らない。

【丹野課長】 はい。

【細見委員長】 それと、この「保管し」というところの。

【丹野課長】 大塚委員のおっしゃるとおりで、引き継ぐためには保管をしていなければなりませんので、何かあれば、私ども、部署の所管の当局と相談しまして、この「保管し」という文言をどうするかというところも、今後、検討させていただきたいと思います。

ただ、やはり「保管し」という文言が入ったといたしましても、期限を区切るというのはちょっと……。

【大塚委員】 なじまないかなと思いました。

【丹野課長】 はい。

【細見委員長】 最初の異動の「異」は修正していただくということで、この6ページにある「保管し」という黄色の字で書いてあるところは復活するかもしれないと。今のご議論を踏まえた上で。ただし、保管というのは、期限を切った保管ではないという、そこだけは確認をしていただければと思います。よろしいでしょうか。ほかの委員の方で、何

かこの論点①についてご意見ございますでしょうか。

なければ、次の論点②、台帳制度についてですけれども、いかがでしょうか。東京都の場合、非常に届出数が多くて、その実情を踏まえた上で、このA、B、Cとかという判断をされていますが、いかがでしょうか。汚染ありと汚染なしの土地を含む届出台帳制度についても、若干、時間をおきながら、システムも開発しなければいけないということ。やっぱり700件を同時に見るとするのは、普通、何らかの閲覧システムが必要かと思います。いかがでしょうか。この台帳の調製、保管等という論点について、ご意見は。

よろしいでしょうか。特段なければ、一応、事務局で作成していただきました方向性と案をお認めいただいたということにさせていただきたいと思います。

次に、論点③ですが、論点③の指導及び助言というところです。これについて、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。文言としては、16ページの社会、経済的影響配慮のGRのGは、先ほど説明がありましたようにSR、Green RemediationとSustainable Remediationですか。という意味のSRということにさせていただきたいと思います。

ただし、文言そのものは改正骨子案のほうには含めなくてということで、精神的にこの方向で検討していきたいという意味だと思います。

よろしければ、次に移らせていただいて、論点④の勧告ですけれども、いかがでしょうか。新たにどうか、前回にも、1回目のときにも議論をした点もありますが、20ページには違反している者に対する勧告、その範囲を公開すると。場所とか範囲を公開することになりますと。

【大塚委員】 いいんですけれども、ご趣旨は、結局、公表には限定しないで、情報公開請求をされたときに公開するだけかもしれないという、そういうふうには私はとりましたが、そういうご趣旨なんですか。

【名取課長代理】 それも含めてということでございます。ただ、ここの段階で公表だけに限定する必要はあるのかというところで、一旦、ここを検討させていただきたいと思えます。

【大塚委員】 公表までしちゃうと厳し過ぎるかもしれないというご趣旨ですか。

【名取課長代理】 はい。

【大塚委員】 わかりました。

【細見委員長】 すみません。公表と公開と、どちらが。

【大塚委員】 公開のほうが広くて、情報公開請求をされたときに開示するというのが

公開だというふうに考えて書いていらっしゃる。公表は、もう積極的に公表しちゃうので、何も条件なしに積極的に公表してしまうので、そっちのほうが厳しいんだと思うんですけども、公開は、誰かから情報開示請求されたときに開示するというのも入るといふ趣旨になります。

【細見委員長】 ありがとうございます。今の勧告のところとか、あるいは未調査地の公開も含めて、公開という表現にしたいということですが、よろしいでしょうか。

ご異論がなさそうなので、次に進みますが、論点⑤の費用の負担でございます。これについてはいかがでしょうか。今まで調査に関して土地の所有者の協力という文言はなかったんですね。

【丹野課長】 はい。

【細見委員長】 今回はそれを入れていただくということです。

【大塚委員】 ちょっといいですか。

【細見委員長】 大塚委員、どうぞ。

【大塚委員】 これは個人的な意見で恐縮ですが、できれば同じ121条の中に入れるのは、ちょっと趣旨が1項と2項は多少違っちゃうというふうに私は思っていて、協力だけするという話と費用負担をするというのは重みが違うことは違うものですから、できたら、別の条文にさせていただいたほうがもっといいと思いますけれども、いろいろ、ほかの条文との関係とかがあると思いますので、個人的な意見だけ申し上げておきます。

【名取課長代理】 ありがとうございます。ご指摘のとおりと思っています。

【細見委員長】 ちょっと聞こえにくい。どうでしょうか。

【名取課長代理】 ご指摘のとおりと思っております。条文にする中で検討させていただきたいと思っております。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。改正骨子案を条文化する際に、今の大塚委員のご趣旨を反映できるかどうかを含めて検討していただくと。内容的には問題はないんですけども、その重みが同じ、これは多分、条文のテクニックというか、我々には、私個人には、ちょっとその重みがよくわからなかったもので、それは条文上、適切な責任の範囲、重みを並べていただくというふうにしていただきたいと思います。ほかの点で、よろしいでしょうか。

それでは、この費用の負担ということについてはお認めいただいて、最後の論点⑥の適用除外です。これは自然由来等の基準不適合土壌について幾つか言われていますので、こ

の書きぶりというのをいかがでしょうか。鈴木委員、何か。

【鈴木委員】 1-14ページ、スライドの28なんですけれども。

【細見委員長】 28、スライドの28番。

【鈴木委員】 はい。この中で、2ポツ目に、自然由来等により汚染のおそれがある土壌については、汚染状況調査での試料の採取は必須とせず、搬出時には調査を実施するという書き方をされているのですけれども、これと台帳の作り方というのが、多分、関係が難しくなっているんじゃないかと思うんです。おそれだけで調査をしないで、台帳はどうつくるのかと。台帳にきちんとつくっておかないと、今度は搬出に対しての規制がかけられないことになりますね。記録が残りませんから。そこら辺の考え方をちょっと教えてください。

【矢野課長代理】 先ほど汚染のあった土地の台帳ということで、条例の台帳の内容等を書かせていただいたところでございます。いわゆる土壌汚染状況調査、条例上の調査方法の特例として、いわゆる地歴のみによる自然由来の判定を認めるということを考えているところがございますので、そういった形で台帳のほうに地歴調査の結果を載せるということを現在のところは考えております。ただ、この具体的な中身とか進め方については、来年度の検討委員会の中で、ぜひご議論いただければと思っております。

【鈴木委員】 そうすると、先ほどのおそれがありというよりは、自然由来の汚染のおそれありみたいな形が残るということですね。

【矢野課長代理】 そのようなことにもなりますが、基本的に、今回、我々が条例のほうで考えておりますのは、自然由来のいわゆる法定調査によらず、過去、自然由来の汚染があったということを何かしら、かなり確度の高い情報でつかんで、もうあるという状況を認めている、そういったところを対象として考えているところがございますので、おそれありというよりは、もうありと書いていただけるぐらいのレベルの地歴の情報ということで考えているところです。

【鈴木委員】 そうすると、その下のポツ3とは同じことを言っているということですか。ポツ3とは違う話というふうに私は受け取ったのですけれども、今のスライド28です。

【矢野課長代理】 自然由来等による基準不適合土壌があったことについては台帳に記載するという、この文言ですか。

【鈴木委員】 そうです。今のお話は、基準不適合土壌があったということと、上のお

それがああるということはイコールという話ですか。

【矢野課長代理】 申しわけございません。2ポツ目のおそれがあるという言葉と、3ポツ目につきましては、おっしゃるとおり、2ポツ目のおそれがあると書いておりますが、こちらとしては、基本的には地歴上、ほぼ確度高く汚染を把握している。ただ、深度方向での調査で深度を確定するとか、そういったところまでの厳密さを求めているという意味で、おそれがあるというような書きぶりになっている。その辺はまた整理して、正しく伝わるようにしたいと思います。

【鈴木委員】 わかりました。ありがとうございます。

【細見委員長】 この3ポツ目というのは、この深さ方向に既に分析データもあるという意味でしょうか。

【名取課長代理】 基準不適合土壌があったことについてというふうに限定した書き方をされておりますけれども、地歴で得られた情報を台帳に記載しておくという意味合いでございますので。

【細見委員長】 なるほど。

【名取課長代理】 この辺りは、また、正しく伝わるような表現に変えていきたいと思ひます。

【細見委員長】 基本的には、この2つの2ポツと3ポツの内容は、地歴調査をベースにしている、そう考えてよろしいですか。

【名取課長代理】 はい。一方で、土壤汚染状況調査をした結果、自然由来と思われる汚染が見つかるケースもございますので、そういった場合には、その調査結果に基づいた記載もするというわけでございます。

【細見委員長】 その辺を個別に書くのか、同じ書式で書いてしまうとわからなくなるので、多分、鈴木委員はその辺を言われたのかなと思うので。

【鈴木委員】 そうですね。

【細見委員長】 実際に、来年度、これを具体的に示していくときには、今の点について、ちょっと注意深く対応していただければと思ひます。

【名取課長代理】 ありがとうございます。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。ほかにもございますでしょうか。適用除外について、よろしいでしょうか。

それでは、論点①から⑥まで認めていただきましたけれども、多少、今のような文言の

調整と、ご意見を踏まえた上で、実際の条文化では反映するといったような注意がございましたけれども、基本的には、この事務局案を認めていただいたということで、次に進めさせていただければと思います。

続きまして、(1)－②法制度との重複に係る整理についてですけれども、まず、事務局から、お手元の資料2に基づいて、ご説明をお願いいたします。

【名取課長代理】 それでは、資料2についてご説明いたします。法制度との重複に係る整理についてでございますけれども、そもそも前提としまして、条例は土対法よりも先に施行がされていたということもございますし、それから、法と条例と別々の目的を持っておりますので、規制の対象が違っているというところにもあらわれておりますけれども、そういった別の目的で規制を行っているということですので、基本的には別の制度というふうな整理を考えております。

とはいえ、結果的に1つの敷地に条例、法律が重なってかかってしまうという事例がございますので、その点については調査が二重になるようなことはないようにとか、届出ができるだけ合理化できるようにといったところを整理したいと考えているところです。その観点で、今回、資料を整理してまいりました。

まずは、現状でございますけれども、現状は、1つは指針の特例というものを設けています。土壌汚染対策指針の中で、重複、不整合の解消のために、調査に関しては、法による調査を用いることができるというようなこと。それから、対策については、法で言う要措置区域等に指定された場合には措置の完了があったものとみなすといったような規定で、重複、不整合について解消をしています。

それから、報告書の手続などの合理化については、東京都に提出される法、条例の届出については、重複している部分についてを一方で片方を兼ねるような運用を行っております。できるだけ合理化するようなことを進めています。

一方で、課題としましては、指針の特例に関しましては、完全に法によるものとするといったところを書いておりますので、もともと条例独自の考えであった地下水環境保全の考え方からの規定についても、一律に適用されない状態になっているということがあります。それから、指針でなく、条文や規則に記載すべきではないかといったご指摘もございます。

それから、報告書の合理化に関しましては、都においてはある程度、合理化ができていくという理解でおりますけれども、例えば、都と区市の両方に報告が必要な場合などにつ

いては、やはり整理が必要とに考えております。今回の見直し内容を含めまして、改めて、この解消について検討していきたいと思っています。

こちらに法と条例で重複している手続を並べております。調査に関しては、法3条の調査と条例116条の調査、工場などの廃止時の調査が重複するケースが多くなっています。それから、法4条に関しては、土地の形質の変更の際と、条例117条の土地改変時の際について、大規模なものについては重複が発生する状態になっています。

それから、対策に関しましては、今回、要件を見直しまして、法にかなり近い要件にしたという部分がありますので、それによって、改めて重複する部分も発生しています。

また、汚染残置の案件のリスク管理に関しても、今回、条例で新たに汚染残置の土地に関する汚染拡散防止措置完了などを設けましたので、このあたりも重複が発生することになります。

そして、さらに台帳についてですけれども、法でつくる台帳と条例で新しくつくる台帳、これも重複した案件についての整理が必要というふうに考えています。それらが論点として挙げております。

それぞれ重複している手続、一つずつについて、順に重複の解消の検討案をご説明させていただきたいと思っています。

7枚目のスライドになりますけれども、法3条と116条の重複についてですが、法3条の対象案件というのは、基本的には条例の116条の対象に多くなっていますので、両者の手続が必要となっています。これについては、実は、一番解消を目指すべきところでありまして、事業者さんの負担になっているところでありまして、法の3条は東京都、条例の116条は各区市に届けるということで、手続が事業者さんにとって負担になっている部分があります。それから、調査範囲とか方法は、もともと法と条例でやや違う部分というのがあったという部分と、区と都で指導が違うときがあるといったご指摘もいただいております。こういったところを考えまして、合理化を図る仕組みが必要だというふうに考えています。

これ以下、何枚かで、法3条と条例116条の比較を載せております。ポイントだけ申し上げさせていただきますと、法3条と116条では、まず調査の義務者が違うというところが一番大きな点になります。法3条は土地の所有者に調査義務を課しているのに対して、条例116条は有害物質取扱事業者に調査の義務をかけています。

届出の時期ですとか契機に関しては、できるだけ法に合わせるような形で、今回、整合

を図ることを検討しています。

それから、届出先が、先ほど申し上げたとおり、異なるというところが事業者さんにとっての負担になっている部分です。

それから、こちらは調査の範囲、内容、方法についてですけれども、調査の方法などについては、基本的に今回、法との整合を指針の中で図っていくということを予定しております。一方で、地下水などの調査、条例上は、地下水の調査は必須としたいと考えていますので、こういった部分で若干の違いが出る可能性があります。法の調査に地下水調査を加えれば、基本的に条例調査の要件を満たすようになるというような形で設計していきたいと考えているところです。

それから、こちらは対策に関してですけれども、対策の義務者に関しても違っておりまして、法に関しては土地所有者または汚染原因者、汚染原因者が明らかな場合は汚染原因者になりますけれども、条例116条に関しては、基本的には有害物質取扱事業者という点で異なっていることがあります。

そして、新たに今回の見直しで加えました高濃度汚染に対する対策というのは、条例独自の部分ですので、この部分は法と116条で異なっている部分になります。

さらに、汚染拡散防止の手續に関しましては、こちらについては、土地改変者、土地の形質の変更を行う方に手續をしていただく規定になりますので、基本的には法と条例で義務者がそろってくるのではないかと考えているところです。そして、手續に関しても、おおむね多くが重なっているものが出てくるのではないかと考えています。

こちらが平成28年度の条例第116条と法第3条の届出の件数ですけれども、土壤汚染状況調査の件数を見ていただきまして、条例が251件に対して、法3条が60件になります。この60件の大半が第116条が適用されていますので、おおむねこの60件程度が重複の件数というふうに考えています。

対象としましては、法対象になることの多い業種として、クリーニング業、メッキ業、試験研究機関、このあたりが主に重複の対象になっている部分になります。

それから、この件に関して、区市の方々にアンケートをとっていますが、その中の意見を幾つかご紹介していますけれども、現状、重なる案件については、まずは都に相談するように誘導して、その上で条例の規定を満足しているか確認するというような運用をいただいている区市があるということです。

それから、調査についてのみなし規定が必要じゃないか、それから、東京都から調査に

関する情報を区に通知するようなルールが必要じゃないか、それから、指針でなく規則に明記したほうがいいんじゃないか、そして、東京都のほうに今、提出されているのみになっている場合に、区市への情報提供がされないということに課題があると、こういったご意見をいただいています。

この3条と116条の重複の解消について、考慮すべき点というのを挙げさせていただきました。まずは、法と条例は、規制に係る土地は同一になりますけれども、義務者がそれぞれ違うと。土地所有者であるか有害物質取扱事業者であるかということで違う規定であると。異なっていて、もともと別の規定ということもあります。ですので、義務者が違うというところですので、一方の報告をもって、他方の義務の履行を不要とするということは、条例上、難しいかと考えています。

ただし、調査方法については、整合性は図っていきたいと思っておりますけれども、一方で、地下水の調査などの条例の独自の規定は生かしていくことは検討していきたいと思っております。

ですので、見直しの考え方としては、法3条の報告で、まるっきり116条の報告を適用除外とするようなことは難しいだろうというように考えています。一方で、可能な限り、当然、手続の省力化、合理化は図っていきたいと思っております。

また、これは調査、対策が二度手間になることは絶対、避けるべきだと思っておりますので、それについては、しっかり指針の中で規定していきたいと思っております。

この対応案としましては、手続の部分として、法3条調査報告が都へ提出された場合に、区市へ提出する条例第116条の報告書は、法3条の報告書を活用できるというような形をとりたいというふうに思っております。1つの案として出させていただきます。

条例の届出をする際には、条例の様式、頭紙の部分に加えて、法に届出がされたというようなこと、東京都のほうに法の届出をしましたというようなことがわかる資料を添付していただくようなことで対応するということを想定しています。

これによって、指導は基本的に都に一本化されますので、二度手間や指導のそごは防げると思いますし、別に報告書を、2つ作る必要はなくなるというふうに考えています。一方で、完全に適用除外になるわけではないですので、引き続き、区市においても工場等廃止者への指導が継続できるんじゃないかと思っております。

一方で、法3条の調査、報告において、条例の調査、地下水調査が必要な部分というのでも満たしている必要があるという点が留意点かというふうに思っております。

これに関して、区市のワーキンググループにおいて、一旦、ご意見を伺っています。その中で出てきたご意見として、法的な部分の課題としては、届出義務者は異なるんですが、今回、法の審査を優先すると、法の届出を優先するということになる、土地所有者等への義務が先行すると考えられるんじゃないかというご懸念をいただいております。

基本的に、これについては、活用はできるものの、条例の義務を除外しているものではないので、引き続き、有害物質取扱事業者、工場等廃止者の方についても指導が必要だと考えています。そういった形の周知をしていく必要があるというふうに思っています。

それから、運用上の課題としまして、法3条の義務がかかるか、かからないかによって届出先が変わるといったところがありますので、法3条に義務がかかるか、かからないかの判断がまずはスタートになるという点があります。この点は、東京都のほうでまず判断することになりますので、区役所、市役所が把握するのに時間がかかってしまうといったご懸念をいただいております。

これについては、現状、相応の時間がかかっていますが、できるだけスムーズな情報共有ができるように、引き続き、区役所、市役所と協議していきたいというふうに思っています。

これらをまとめた見直しの方向性がこちらになります。

続きまして、論点の2つ目でございます。法4条と条例117条の調査報告の重複に関してになります。現状としましては、法の第4条の調査案件のほぼ全てが条例117条の対象になっておりまして、重複案件は基本的には両者の手続が必要になってはいますが、届出先、報告先が法4条は東京都、条例117条は基本的に全て東京都ですけれども、法4条は八王子市、町田市を除く部分に関しては東京都ということで、大部分を都で受けているものがあります。ですので、現状も都は同時に審査を行っているところでございます。

さらに、改正法によって、第4条第2項において、先行して実施した調査結果を4条1項と同時に提出可能ということで、さらに117条に近い形になると考えています。

こちらに4条と117条の比較を行っていますが、基本的に、届出の義務者は、こちらの場合は、調査の義務者に関しては、土地所有者等と土地改変者ということで違いがありますけれども、改正法によって近づいてくる部分があるというふうに考えています。

それから、調査の範囲、それから調査の方法に関しては、先ほどの116条の説明と基本的には同様というようになっていますけれども、案件の数をこちらにお示ししています

が、条例第117条の届出件数、28年度は年間674件ありましたが、そのうち3,000平米㎡以上の件数の変更が行われているのが459件ということで、この件数が法4条と重なってくる件数になります。

それから、調査報告書に関しては、117条2項が調査報告書になりますけれども、法第14条を活用して、今は届出をいただいているケースが多いので、この131件分がおおむね重複してくるといふようになります。このような規模感で重複が発生しています。

現状、都で受けている条例の報告書と法の調査報告書の重なる部分に関しては、条例の報告書の頭紙に法の調査報告書の受理番号を記載することで、条例の報告書を簡略化しているという運用を図っていますので、現状、この方法で円滑に運用されていると感じております。

ですので、見直しの方向性としましても、現行と同じく、引き続き、条例の報告書を簡略化する運用を引き続きしていきたいと思っています。

一方で、町田市と八王子市については、法の届出を町田市、八王子市で受けている関係で、都と町田市、八王子市の間で、両方の調査の手続が必要になってくるのがありますので、これについては、個別に両市と協議を行って、簡略化について検討していきたいと思っています。

続いて、健康リスクがある場合の対策の重複に関してですけれども、今回の条例の見直しに当たりまして、調査の結果、汚染が判明した土地に対して、対策要件、規制内容について見直しを行いました。この見直しを行った要件の見直しの整理がこちらの表になります。健康リスクがある場合には措置が必要ですが、健康リスクがない場合で、法律では措置は不要ですけれども、高濃度汚染に関しては、条例については、高濃度汚染の部分だけ措置を必要とするというような整理をさせていただきました。

それぞれ汚染状態、健康リスクがあるなしによって手続が異なってきますので、この部分について、解消方法を検討しています。

まず、件数のイメージとしましては、健康リスクがある、要措置区域相当になるものが13件、健康リスクがないもののうち、高濃度汚染があるようなものは、28年の場合は22件、そして、健康リスクもなく、高濃度汚染もないものが97件と、こちらが一番多いという、健康リスクがなく、高濃度汚染がないものが一番多いという状況になっています。

それぞれについて、手続を整理していますけれども、まず、健康リスクがある場合につ

いては、これは法の要措置区域に指定がされます。法においては、措置、それから汚染除去等計画の作成の指示が出まして、それに基づいて汚染除去等を行いまして、終わった後には措置完了報告書が提出されるという流れになります。

条例も同様の手続をすることを想定しておりまして、汚染除去等の命令なり指示なりを出した後に計画を出していただいて、最終的には措置完了を出していただくということになっていますので、対策を求める要件が同じ、それから、手続も基本的には同じですので、解消ができるものではないかというふうに思います。それらについて、こちらに文字としてまとめさせていただいている部分です。

一方で、こちらでも対策の義務者が異なっているという点でありまして、法が土地所有者または汚染原因者であるのに対して、条例が有害物質取扱事業者や土地改変者であるという点で異なっているのです、やはり対策の義務者が異なるという点で、法の届出をもって適用除外とすることは難しいのではないかと考えています。

ですので、対応案としては、先ほどの調査の方法と同じ対応を考えておりまして、法の届出を条例において活用できるというふうに考えております。利点についても、先ほどと同様ですけれども、やはり円滑な情報共有などが課題になってくると思っております。

続いて、高濃度汚染がある場合についてですけれども、これは、法においては対策は求められておりませんので、基本的に対策をする義務はかかりません。ですが、形質変更を何かしらしたいというときには届出が必要になります。条例については、地下水汚染に対する措置が必要ということで、対策の計画、それから、実施した場合には完了届というのを出していただくことを検討しています。

これについては、条例独自の規定になるわけですけれども、一方で、この土地の形質の変更を行う場合には、法においても12条、それから、搬出しようと思ったら16条の手続が発生するというので、多くの案件で重複が発生するのではないかというふうには考えています。

こちらに一覧で整理してはありますが、重なる部分も出てきますが、もともとの目的が異なる届出ですので、提出される計画の内容が異なっているというのと、法では土地の形質の変更、それから搬出の届出は行いますけれども、完了の届出が提出されないという部分があります。ですので、規定上、重複はないですが、一部重複はする案件があるという状況になります。

今回、それを踏まえまして、対応案としては、基本的には独自の規定ですので、条例に

基づいた手続をやっていただくと。ただし、法の手続も必要な場合というのも多く発生すると考えられますので、可能な範囲で内容の統一化を進めて、合理化を図りたいと思っています。

また、例えば東京都に出していただくような、同一の窓口に提出するような場合には、一方の届出で一方の届出を引用するような形で簡略化することは対応していきたいと思っています。

最後に、リスク管理、拡散防止に係る重複の比較ですけれども、高濃度汚染もない、健康リスクもない土地に関してですが、これは法も条例も基本的には対策の義務はかからない状態になります。ただし、形質変更をするときには届出が必要という土地になりますので、この手続については、基本的に今回の見直しでも、法と条例の条件も法と合わせたことを考えていますので、重複するというふうに考えています。

ですので、条例で新設予定のものも、基本的に法の形質変更時要届出区域の届出と類似したものを想定していますので、そういう点で合理化が必要というふうに考えております。こちらは、やはり届出者などを一覧で整理したものですけれども、届出者は土地の形質変更を行う者、土地改変を行う者ということで、基本的にはそろってくると考えています。それから、法の要件を満たしていれば、条例の要件、この辺の届出内容の要件についても満たせると考えておりますので、条例による追加の指導というのは必要ないというふうに考えています。

それを踏まえまして、こちらについてはかなり重なっている部分があるということで、法律の届出があった場合には、条例の届出があったものとみなすと、みなし規定ということにしても問題ないのではないかと考えています。これによって、事業者さんの負担は軽減されるということがございますけれども、やはりこれについても、都と区市にまたがる場合には、情報共有については検討が必要とい考えております。

以上を汚染状態によって、届出内容がどうなるかというのをまとめたものがこちらになります。健康リスクがある場合には法の届出が必要で、条例はその届出を活用できると。高濃度汚染がある場合には条例の届出が基本的には必要になると。高濃度汚染もない、健康リスクもない場合には、法の届出は必要ですが、条例の届出は不要になるというふうな形で整理したいと考えております。

ただ、これについて、今、ご説明もしたと思いますが、パターンによっていろいろ汚染状態、健康リスクがあるなしによって、届出内容が異なったり、届出先が異なる可能性が

あるということで、混乱が生じる可能性があるというのが懸念点かと思えます。

ですので、その点は懸念される場所なのですが、先ほどご紹介しました件数のところで見えますと、こちらの対策の必要がない案件に該当するのがおおよそ7割以上になっております。この部分について、条例の届出を不要とすることで、多くの部分が届出の解消を図れると考えております。

やや手続が複雑になるのが、対策が必要ある、健康リスクがあるとか高濃度汚染があるものになってきますので、こういった部分のうち、さらに都と区市にまたがる部分が大体14%ぐらいというふうに想定していますので、そういった件数のことも考えまして、より多くの案件が解消できるように、やや、ややこしい部分はありますが、一旦、最大限、解消をすることを考えまして、この整理でいって、この対策の必要があるところに関しては、特に丁寧に説明することで、混乱がないようにしていけたらというのが考えているところでございます。

こちらは補足として、指針の特例についてですけれども、これまでの議論で指針の特例で、法の要措置区域が指定された場合には措置の完了があったものというものをこれまでつくっていましたが、これですと、地下水環境保全の部分が反映できないということで、一旦、削除というのを検討しております。

これは前回の議論でさせていただいた部分ですけれども、結果としましては、指針の中で記載すべき事項でもないという部分がありましたので、一旦、この指針に書いてある見直しに関する規定は削除した上で、手続に関しては基本的にこれまで論点①から⑤で挙げたように、条例条文上に何らかを記載していくということを考えていきたいと思えます。

一方で、調査、対策の技術面、法と条例でやり方が違うということは、かなり事業者さんにとっても負担になりますので、それについての整合性は、引き続き、指針の検討の中で合理化を図っていききたいと思っています。

最後の論点です。台帳の重複になります。今回の条例の見直しによって、条例についても台帳制度を設けるつもりで検討を示しております。一方で、法の指定を受けた場合には、法による台帳も調製されるということで、台帳が法と条例の2種類発生する案件が一部発生するということになります。

これについて、東京都で調製する部分はありますが、各区市で調製していただく部分もありますので、そういった点で、情報が散在する可能性がある。一方で、台帳情報というのは正確性というのが一番重要になってきますので、情報共有がちゃんとされないとな

確性が損なわれることになるという懸念がございます。

留意点としては、やはり台帳を公開して、都民の皆さんに見ていただくということを考えますと、まずは正確性が第一であるというふうに考えています。それから、届出情報というのは日々更新されるということが想定されております。

これについては、重複といたしましても、台帳の調製、更新は基本的に都から区市が行うもので、事業者さんに負担をかけるものではないというふうに認識しています。ですので、都及び区市で調製をしていくわけですけれども、相当量の事務量は発生すると考えています。

ですので、事業者さんですとか閲覧者の方にとっての一番のメリットは、どこに行っても正確な情報が随時見られるというのが理想形ではあるとは考えておりますが、それを現状、確保しようとする、相当な対応が必要になるというふうなことで、相応の体制が必要になるものと認識しております。

ですので、まずは正確性ということを重視しまして、法、条例は一旦はそれぞれ別に運用していくということを基本としまして、今後、運用していく中で正確性と利便性がどちらも確保できるような方法を模索していきたいというふうに思っております。

以上の議論をまとめたものがこちらの表になります。

資料2のご説明は以上になります。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。ただいまの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、基本的には、全体の考え方として、可能な限りだと思えますけれども、重複を解消するという方向性、これはお認めいただけるかと思えます。具体的にどうやってやるのかという具体論が、それぞれ大きく分けると、まず、論点①、②はわりと似たような内容ですので、まず、①、②について、方向性はいかがでしょうか。論点の①、②ですが。

これは、やっぱり条例が先に土壌汚染に関する制度がまずでき上がった後で法が制定された経緯もありますので、対策の義務者だとか、そういうところが異なっている部分は、なかなかこれは同一にするというのは難しいことだと思いますが、そのほかのところ、できるだけ、今、事務局で重複を解消できる案を提案していただいたのではないかと思いますけれども、いやいや、もっとこうすべきであるとかというご意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、論点①、②のところですが。小林先生は、調査等についていろいろおやりになっ

ていますが、①、②の調査に関して重複の点とか、何かご意見、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

【小林委員】 よく整理していただいていると思います。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。

【小林委員】 はい。

【細見委員長】 鈴木委員も、この調査に関しては、いろいろ関与されていると思いますが。

【鈴木委員】 特に大きな意見はありません。逆に、多分、東京都さんのほうの負担が今までよりちょっと増える方向です。

【細見委員長】 なるほど。私、そこまでは気がつきませんでした。事業者の方にとって、何とか努力しようとする、都もかなり汗をかかないといけないという部分があるというご指摘かと思います。方向性として、お認めいただけますでしょうか。まず調査に関してですが、よろしいでしょうか。

それでは、次の対策とリスク管理、論点で言いますと③、④、⑤、これは一括というか、それぞれ区分けしていただいて、健康リスクがあると。ここで言う健康リスクがあるというのは、法で言う健康リスクのことですね。飲用井戸があるかどうかということですので、そこで健康リスクありなしで、しかし、かつ、高濃度汚染があるかないかという、それぞれ区分けしていただいて、今、出していただいた、これは最後のあれですか。この対策あるいはリスク管理におけるまとめだと。赤字で書いてある部分と緑で書いてある部分と紫色というんでしょうか、オレンジ色、この辺がそれぞれケースごとに分かれてくると。

これは1回でぱっと理解できる人はなかなかいないかもしれませんが、これは事業者さんにとってすごく重要な点だと思いますので、まず、この表があって、説明がされていくといいのかとは思いますが、何かこれについてご意見とか、方向性についての質問も含めてありますでしょうか。鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 2点ほどあるんですけども、まず、第1点目が、今、ちょうどスライドで映していただいていると思いますが、条例調査として、地下水汚染調査が必須になると、土壌汚染が見つからない状態でも地下水汚染だけが見つかる、判明するという、実はこの外側にもう一つ、出てくる場合があり得ると思うんです。そのときの対応はどう考えるのかというのが1点。まず、じゃ、いいですか。

【名取課長代理】 ありがとうございます。地下水調査必須というふうにはご説明しま

したけれども、条件として、溶出量基準を超過した場合に地下水調査をしていただくということを考えています。現状もそういう規定になっておりますので、地下水汚染だけ見つかるというのは、この条例の規定上はあまりないのかと。

【鈴木委員】 わかりました。あと、もう一点が、今、ちょうどこの表に出ている一番右側の部分です。土壌汚染はあるけれども、いわゆる形質変更時要届出区域になるような状況の土壌汚染の状況だというときに、ここで地下水汚染の調査がされて、その地下水汚染の調査のデータというのは、法のほうには、要措置に関係ないですから、残らないですね。今、条例の届出が不要になってしまうと、その地下水汚染があるというデータ、低濃度の、それが残らない可能性があるんですけども、そこら辺はどのような対応を考えられているのでしょうか。

【名取課長代理】 調査報告自体はしていただいて、それに基づいて台帳は調製しますので、地下水汚染あるないは調査方法、台帳をつくった時点で判明しているかというふうに思います。この届出は、形質変更するときの届出、法でいう12条のような届出を条例上も考えておりますので、この場合、地下水汚染に対して何かしら手当したときに、おそらくそれも向こうで出していただいていると思いますので、カバーできるのではないかとこのふうには考えています。細かい部分はまた整理させていただきます。

【鈴木委員】 その地下水汚染、せっかく把握していながら、そのデータが有効に使えないもったいないので、そこについては、もう少しご検討いただければと思います。

【名取課長代理】 かしこまりました。

【細見委員長】 その点以外で。

【大塚委員】 今の点は、条例のほうの台帳では、少なくとも、この可能性はあるんですか。ここのところがよくわからないんですけども、どうですか。

【名取課長代理】 今の鈴木委員のご指摘は、法のほうは地下水にフォーカスした形で、手続がされないですので、条例のほうの地下水の状態が変わっているようなことが、もしかしたら台帳に反映されない可能性もあるんじゃないかというご懸念だと思っておりますので、それについては、すみません、ちょっとシミュレーションしてみて、検討してみたいと思います。

【大塚委員】 新しくつくる、その条例のほうの台帳には残る方向になるんですか。

【名取課長代理】 はい。

【丹野課長】 条例のほうの台帳には入ります。

【大塚委員】　　そうですか。今回は、東京都は台帳に関して、すごく先進的な対応をしていただこうとされていると思いますけれども、基本的に、せっかく調査したものを残すのは、社会的にも多分、意味があることだと思うし、逆にそれが知らない間に失われていくのは、かなり無駄なことをしているということになると思いますので、その方向があるといいかとは思いますが。

【丹野課長】　　届出につきましては、事業者の方から届出を出していただかなければというところなのですが、台帳の調製につきましては行政のほうで行う業務ということになっておりますので、今、条例の台帳のみの情報ではなくて、法の台帳のほうにも、その内容が反映させられるかどうかということも内部で検討していきたいと考えております。

【鈴木委員】　　1つだけ確認させて。ということは、台帳は常に1つの場所で、法と条例と両方、2枚はできちゃうということですか。

【名取課長代理】　　当面はそうせざるを得ないかというふうに考えております。

【鈴木委員】　　そうですか。わかりました。

【大塚委員】　　すみません。そこは、だから、考えようの問題で、条例のほうの台帳は多分、基本的には、法の対象以外は全部包括しているということになるんですね。

【丹野課長】　　はい。

【大塚委員】　　法と別になるのは面倒かもしれませんが、解除台帳が別になったりとか、そういうことではないので、多分、いいことをしているということにはなるんだろうと思うんです。

【名取課長代理】　　条例のみ係る案件のものが多数ございますので、その件については台帳は1冊だけなんですけれども、法と条例、どちらも重複している案件が一部発生しますので、それについては、しばらく併存する形になると思っています。

【細見委員長】　　論点が⑥の今の台帳の管理というところに、実際、今、鈴木委員が言われた健康リスクなしで、かつ高濃度汚染がないという場合の地下水濃度が若干あるというような場合に、都の条例に基づく台帳には記載されるけれども、別途、国の台帳には記載されないと。記載されるかどうかをこれから検討はしてみると。少なくとも条例に基づく台帳には記載されていくので、当面の間、2本で走りたいというのが今の都の、ですから、ちょっと仕事も増えるということにもなるかもしれませんが。

それでよろしいですか。それで都の方針として、今、申し上げたような方針で、ここに今日、提案していただいている案は、法に基づく台帳と条例に基づく台帳を別々につくっ

て、それぞれ記載をしていくわけですが、せっかく都の条例でやっている内容を国のほうにも載せるかどうかに関して、載せられるかどうか、それは検討していただくと。将来、一本化も含めて、まだ課題かと思えます。当面は2本で走ると。大塚先生、それでよろしいでしょうか。

【大塚委員】 ちょっとしょうがない。とにかく、幾つかになるのはほんとうはよくないんですけども、都としては最大限のことをしていただいていることになるかと思えます。ありがとうございます。

【細見委員長】 ありがとうございます。台帳に関する論点についても、何かほかの委員の方でご意見とかございますでしょうか。鈴木さん、何かある。大丈夫ですか。

【鈴木委員】 はい。

【細見委員長】 小林委員、どうぞ。

【小林委員】 台帳の部分じゃないんですけども、コメントとして、25ページあたり。

【細見委員長】 スライドの25でしょうか。

【小林委員】 はい。

【細見委員長】 スライドの25。

【小林委員】 今回、第二溶出量基準を超過して、高濃度汚染の部分ということで整理されてもいいことだと思うんですけども、コメントとしては、要措置区域、形質変更時要届出区域みたいな、何か区域指定のような呼び名があると、後々、整理できていいのかと。それはコメントです。

あと、もう一つが、26ページですか。第二溶出量基準を超過して、実際には暴露経路がないところが高濃度汚染あり、措置必要というような区分けがなされるわけですけども、その措置の内容が、おそらく今後、どの程度の措置を求めるのかというのが議論になってくるのかというふうに感じています。

先ほどSustainable Remediationとか、そういうようなお話もありましたけれども、おそらく暴露経路が今、想定されない中で、ここばかり過剰な措置が求められないような、掘削状況がどんどん進むようなことだったりですとか、そういうようなことにならないような配慮が必要なのか。これもコメントです。

【細見委員長】 コメントとしていただきましたけれども、都として何かご意見は。

【名取課長代理】 ありがとうございます。対策の内容に関しては、簡単には、第2回

の議論の中で少し考え方をご紹介させていただいたところでございます、基本的には、最低限の対応ということで、汚染が拡大していないことを確認する。モニタリングからスタートしまして、第二地下水基準を超えるような高濃度の地下水汚染がある場合には、封じ込めるなり、汚染の拡大の防止なりを求めていくというようなことを基本として考えているところでございます。

それから、区域の名称をつけたらわかりやすいのではないかという議論は内部でもあったんですが、一方で、区域の名前に引っ張られてしまって、法においても区域を指定されるということに対するおそれというのを皆さん、持っていらっしゃるという懸念もあるので、それについては慎重に行いたいというところでございます。

【細見委員長】 ありがとうございます。よろしいですね。ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、ほぼ認めていただいたと思いますので、この方向で進めていただければと思います。

それでは、続きまして、(1)－③これまでの検討経過のまとめとして、資料3でございます。これについて、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

【矢野課長代理】 表示されるまで、少し時間がかかっております。

資料3、これまでの検討経過のまとめでございますが、こちらについては、第1回、第2回の検討委員会の議論、それから、この間、区市からいただいた意見等について整理したものでございます。

スライド2から6までは、検討の前提となる部分についてのスライドということで、事例説明ですとか、あるいは参考資料ということで、冒頭に皆様にお配りした資料の中から抜粋したものでございます。こちらは、もう前提ということで、説明のほうは割愛させていただきます。あくまでも、この法と条例の理念が違う、そういった中でベストミックスという形で、今後、新しい制度を目指していきたいという方向性で進めているというところでございます。

見直しの方向性、スライド7、それから、検討会のスケジュール、スライド8は、これは現在の検討の進行状況を含めまして、事前修正を過去に示したものに対して行っております。今のところ、当初、考えていたようなスケジュールで来ているというところでございます。

それから、ここから先、スライド9から28までは、第1回検討委員会の検討課題に係

る議論のまとめでございます。こちらにつきましては、前回の検討委員会で参考資料として配付しておりますが、これに区市からいただいた意見と、それから、事務局としての見解というものを加筆した形で整理してございます。

本日は、この議論のまとめの中で、以前いただいた宿題についての検討の結果をご確認いただきたい箇所や、区市からの意見の検討の結果について絞って説明をさせていただきたいと思っております。一部、そういったところにつきましては、赤字で示しているところがございます。

以前に、方向性について特にご異議なく認めていただいたところについては、説明は割愛させていただきます。

次、スライド11が台帳のところでございます、出していただいた将来的な土壌汚染、汚染なしという情報までの公開を目指すべきというご意見につきまして、本日、資料1でご説明をさせていただいたとおりでございます。

スライド12は、116条に基づく調査の猶予の規定の整備でございます。こちらの論点②で、区市と協議して中身を検討するという事で承っておりますので、こちらにつきまして、追加論点の②-1から②-5ということで、スライドの14から18にまとめさせていただきますので、ご紹介をいたします。

スライド14は、猶予の対象者に対する議論でございます、こちらについては、義務者である者が当然出すべきという意見と、それから、土地の管理を引き続いて長期的に行う者、土地の所有者に猶予を出すべきというような意見、いろいろ出ました。

考え方としましては、申請行為につきましては、義務者である工場等廃止者が行いまして、土地の所有者がこの調査義務の承継に合意している場合については、土地の所有者による申請も可能とする。また、この申請の中で、以降の調査義務の承継に合意した旨が示されれば、土地の所有者に対して猶予の確認を行うといったことが考えられるというふうに整理しております。

また、この中で、主要な部分の除却という、いわゆる操業中の工場、指定作業場の中での調査の契機につきまして、どのように整理するかということで、今回、調査対象地を、除却に伴い土地の改変を行う箇所に限るという方向性を出そうと思っております。このことに基づきまして、こういった土地で調査契機が発生した場合には、猶予の対象とならないというふうに整理したいと考えてございます。

ただ、調査猶予の申請の時期という手続のところ、ここでは、申請を行う者が土地所

有者でないときの土地所有者の関与につきまして議論がございました。こちらについては、検討委員会のほうでは、合意といった強い関与は特に求めなくてもよいのではないかと、うご指摘もありましたが、実務を担当している部署の意見としましては、所有者が同意をしないような案件につきましては、将来的にもっと厄介な状況になることが想定されるということで、これにつきましては同意を必須とするべきという意見が出されましたので、我々としても、その方向性については承っているところでございます。

それから、申請を受けた猶予につきましては、確認という行政行為を行うべきではないかと考えております。

それから、猶予中の土地において、現況届ですとか利用状況変更届といった届出が必要かどうかということにつきまして、事務局としましては、猶予の確認を出すに当たって、その条件として各種届出を出すことを条件とすることで猶予するという考え方を示しているところです。

こちらにつきまして、特に法で求めている利用状況変更届や、あとは権利の承継に関する届出はちゃんと明確に義務づけるという位置づけにしたいということでご意見をいただいておりますので、この辺は、法で義務づけているものについては、原則として猶予の条件に付すということをわかりやすくして、それ以外、区市のほうで現況届を求めたいというところについては、条件につけられるというような形でできるようにしたいと考えているところです。

それから、猶予の条件についてで、スライド17でございしますが、都のほうは通知で示している、土地の改変が行われるような場合については調査を必須とするような猶予の条件につきましては、この方向でいいという意見のほうは多数ではございますが、やはり法との整合の問題で、法が猶予したら、条例のほうも猶予ができるようにすべきではないかと、そういった意見については根強くございました。

こちらにつきましては、運用の実態も踏まえまして、法との整合というのは基本的に不要と考えておりますので、現在の通知の内容、建物があって調査ができない場合で管理が適切に行われているというようなところを軸に考えていきたいと思っております。

ですので、法の調査が猶予されて、条例の調査は猶予されないという事態というのは、場合によってはあり得るというふうに考えております。

1つ飛ばしまして、次でございしますが、調査報告時期の変更につきまして、スライド19でございします。こちらにつきまして、検討委員会のほうで、全部除却する場合かつ廃止

しないような案件というのは存在するののかということについての確認は宿題に出されてお
りまして、こちらについては、そういった案件というのは存在するというので、このこ
とにつきましても、除却に伴い、土地の改変を行う場合を調査の対象としまして、この調
査は除却に伴って、土地が改変される場所というのを調査の対象地として整理したいと思
っております。

また、この件につきまして、区市からいただいた意見につきましても、スライド21か
らまとめてございます。21につきましては、特に異論なく終わってございます。

スライド22の調査報告時期の変更に関する、有害物質の取り扱い状況の把握方法とい
うことで、こちらについては、廃止の手続を行うに当たって、この有害物質を事業者が取
り扱っているかどうかをどのように把握するかということについてでございます。

ここに取扱状況の報告みたいなものを義務づけとして位置づけるのか、あるいは、区市
のほうが必要となるようなものを報告するように求めることができる、こういったやり方
についてご提案したところでございます。

こちらにつきましても、必須の義務とすべきではないか、あるいは、全ての廃止案件を
対象とすべきではないか、また、そういったことではなく、自由度があるほうがやはり使
いやすいのではないかと、いろいろなご意見もいただいたところでございます。

基本的には、事務局のほうで最初に提案したとおりの、有害物質取扱事業者であること、
またはあったこと、あるいはそうでないことの把握のために必要なことの報告を求めら
れるようにしたいと考えております。

また、条例には、現状でも、第155条第1項という、報告を求めるということができ
る規定がございまして、こちらについては、未報告や虚偽報告への科料規定というのもの
も用意されておりますので、場合によっては、こういった規定も使っていただけると考え
ております。

それから、次、スライド23が廃止後報告するという、この調査報告の期限の設定につ
いてございまして、こちらにつきましては、区市からの意見が大変多かったところでご
ざいました。廃止届というものの持つ意味が、本来の制度上の手続を超えて、汚染がない
ことの証明や調査済みであることの証明と解釈されているという現状がございまして、こ
れにつきましても、時期の変更については非常に強い懸念が区市から出されてきたとい
うところでございます。

ただし、そもそもの制度の意味を考えたときに、廃止届と調査義務の履行については、

現状でも規定上の関連はないということで、これはもう、そもそもの手続の意味を丁寧に周知して、理解をいただくということで対応したいということで、事務局のほうで整理させていただきます。

報告期限につきましては、法と同様の開始後120日以内というところが妥当ではないかというような意見のほうがありましたので、そのように考えたいと考えております。

また、少し飛ばさせていただきます、スライド26が調査義務の承継に関する論点でございます。こちらにつきましても、区市からの意見が少しございましたので、スライド27のほうで紹介いたします。

土地の所有者に義務を課す場合につきまして、検討委員会の中で、不存在のときに義務を承継するというようなことを考え方として示したところ、やはりこの確認のための調査や証明の負担ですとか、あとは所有者に通知を送るというような場合の事務の負担といったところの懸念が出されたところでございます。

こちらにつきましては、赤字で、斜字で書いてはございますが、今後、この不存在というものの定義ですとか整理というところ、あるいは、所在不明の場合の事務というところについて、もう少し整理してお示ししたいと考えております。

また、所有者通知の宛て先につきましても、法で言うところの土地所有者等ということ想定しておりますので、必ずしも登記上の全ての所有者に送るということではないということを説明したところでございます。

次、飛ばしまして、スライド29からが第2回検討委員会の議論からのまとめでございます。このスライド29の条例117条の通常管理行為についてですが、こちらについては、方向性(案)を基本としまして、その他、通常管理行為に類型として追加すべきものですとか、その他通常管理行為とすべきものについて、今後、関係者にヒアリングをしながら整理していきたいと考えてございます。

また、スライド30の論点に、軽易な行為についてですが、これは追加資料を本日作成いたしましたので、今、こちらのまとめが終わりました後で詳しくご説明させていただきます。

続きまして、ご意見があったところのご紹介でございますが、少し飛ばさせていただきます、スライド35、対策義務を課す規定というところの整理でございます。こちらにつきましては、本日の資料1でも少し考え方についてご説明した部分もございますが、特に土地所有者に対して、事業者が存在しない場合に、合意がなくても命令が出せるとい

うような扱いについて説明が必要ではないかというご指摘をいただいております。

この件につきましては、大塚先生とも、さまざまご教授いただきながら、現在、事務局のほうで考えを深めているところではございますが、赤字のほうで事務局の見解として示してございます。

まず、協力義務という部分につきましては、土地所有者以外の者が実施する対策の場合に係る規定ということで、所有者自身の責任について義務に係るという部分についての言及ではないというふうに整理させていただいております。

その上で、第一義的な責任というのは汚染原因者にあると。土地所有者については、この対策実施を合意した場合には、汚染原因者の責任を引き継ぐと考えまして、それ以外の場合は限定的に状態責任を負っていると整理したいと考えております。この限定的な状態責任としては、工場等廃止者が不存在の場合、いわゆる合意がない場合に命令が出せるときについて、これも少し限定させていただきまして、この土地を所有している者が、この土地の権利を取得するに当たって無過失の場合、これは命令の対象にならないというふうに整理すべきだというご指摘をいただいているところです。このあたり、具体的にどういった場合になるのかというところについては、引き続き研究をしていきたいと思っております。

続きまして、転得があった場合の対策義務の承継の考え方ですが、転得者に罰則をかけるような仕組みというのはいり得ないのかというところで、こちらは、この対策実施に合意があった場合の転得者というのは命令の対象になり得るのかというところをもう少し確認していきたいと思っております。

それから、続きまして、飲用井戸の部分につきましては、第2回の検討委員会でやはり取り扱ってございます。37、38あたりがその部分になります。

区市から意見があったところとして、災害用井戸、まれにしか飲まない、利用される可能性があるかどうか分からない井戸につきまして、それがもとで要措置区域になるというようなケース、こういったものについて、例えば条例では柔軟に対応できないだろうかというようなご意見ですとか、そういったところもいただいております。

こちらについては、条例が今、高濃度汚染時の対策というものを考えて検討しておりますし、法のほうも、災害用井戸などを理由に要措置区域にする理由としては、高濃度の汚染がある場合について対応できないというようなところを懸念されているので、このあたりも含めまして、除外にできる井戸があるかどうかの検討はできれば、と考えております。

こういったところ、いわゆる飲用井戸の定義、あるいは把握の対象とする井戸につきまして、さまざまな意見が出ているところでございます。

続きまして、また少し飛ばしまして、スライドの41が地下水汚染対策の場合の考え方でございます。こちらで、地下水汚染に係る対策を求める要件として、いわゆる高濃度の汚染というところを前回、考えをご披露したところ、自然由来、たとえば海水がまざるようなところでのフッ素ホウ素の高濃度のものですか、そういったところの対応はどうするのかという考え方を問われました。

こちらとしては、事務局の見解のほうに一旦、整理してございますが、まず、自然的条件による地下水汚染については対策を要しないということで整理したいと思っております。このほか、対策の効果が見込まれない土地というものがあるのではないかと考えております。例えば、上流からのもらい汚染のケースですか、あるいは、広域的な汚染がある、あるいは、そもそもこの地下水を浄化しても、将来的にも飲用がされない、そういったところで効果が見込まれない土地というものがあるのではないかと考えておりますので、このあたりの扱いを検討したいと考えております。

そのほか、少しまた飛ばしまして、スライドの47は、今日も議論になりました自然由来のところでございます。こちらにつきましては、資料1でご説明したとおりでございます。

また少し飛ばしまして、スライド50、操業中の自主的な取り組みの推進でございます。こちらで、第2回のときに、この調査結果の公開、非公開につきましては、委員の皆様からもさまざまな立場からご意見をいただいたところでございまして、事務局としても、現在、こういった方向でいこうという確たる方針が持てない状況でございますが、こちらにつきましては、まさに利用対象となる事業者の団体の皆様、そういったところから意見を聞きながら、この制度が事業者にとってインセンティブとなるような制度となるように検討していきたいと考えております。

検討結果のまとめとしては以上でございまして、引き続きまして、先ほど触れました、適用除外とする軽易な行為の面積要件につきまして、追加で用意したデータのほうをご紹介させていただきます。

資料3追加資料をごらんいただければと思います。前回、皆様のご意見、いただいたものについてまとめました。全体として、300㎡でよいのではないかと意見はございましたが、その理屈といったところがちょっとまだ説明できるほどの状況ではないのでは

ないかというようなところでご指摘をいただいたというふうに認識しております。

過去の届出、前回お示ししたものに加えまして、さらに年度をさかのぼって、また、前回のデータにつきましては、すみません、説明が不十分でしたが、区部、我々、新宿のほうの事務所が扱ったデータのみで整理しておりますので、今回は多摩地域のデータも含めまして、都全体のデータということで、再度、整理させていただきました。

100㎡、300㎡未満の届出の件数につきましては、各年度ございますが、多い年度、平成23年がちょっと多目なのですが、多くても100㎡未満で11%、300㎡未満で17%程度というところで、平均しますと、一番下にあるとおり、それぞれ7%弱、12%弱といったところがございます。ですので、件数から見ますと、300㎡未満を適用除外とすることで、事業者、行政、双方の負担軽減の効果は相当見込まれると期待できます。

汚染率につきましても、過去の年度もさかのぼって確認をさせていただきました。汚染率としては、100㎡と300㎡で比較したときに、100㎡ですと300の半分ぐらいになりますが、300㎡の8.5%という汚染率につきましても、届出全体の汚染率の17%のちょうど半分ぐらいというところで、この汚染率につきましても十分少ないと判断もできるかと思えます。

なお、この対象となるデータを広げた後であっても、前回示しました汚染率の考え方というのは、変曲点がこのあたりにあるというところについては、特に変わる様子はありませんでした。

届出件数の捕捉率ですが、ゼロ、100、300にこだわらず、1,000㎡まで、一応、整理させていただきました。件数としての捕捉率は、100㎡ですと90%以上、300㎡ですと85%以上というところで、それなりのところがございます。ただ、件数というのは、実態として世の中で行われている工事の件数、そういったものの実態を反映しているかどうかというところについては、少々、懸念が残ります。

次に、117条1項の届出全体で示された改変面積のうち、それぞれの改変面積の届出の面積捕捉率がどのぐらいかというところですが、こちらにつきましては、数万㎡というような大規模改変が相当数ございますので、こういった小規模の改変につきましては、捕捉率からほぼ無視しても問題ないというようなデータになってございます。

こちらのほうで新たに準備したデータとしては、こういったものでございまして、改めて、この100と300の比較をさせていただきます。

改めて、117条の目的といいますのは、敷地面積が3,000㎡以上の土地においては、

この土地の改変という契機を捉えて、土地の汚染のおそれを把握し、適切に改変時の対応を図るということにあります。その上で、この目的に照らして、適用除外とする面積について、100と300の両者を比較したいと考えております。

100㎡未満を適用除外にすることにつきましては、届出データ及び単位区画と同面積というところも含めまして、まず問題はないと考えられます。300㎡未満につきましては、届出のデータのうち、件数としては8割5分以上というところ、それから、面積捕捉率から見ても、データ上、問題がないと考えられます。汚染率につきましても、届出全体の汚染率である17%と比較して、約半分というところで、このあたり、データ上は適用除外としてもほぼ問題はないと考えられます。

あとは、この面積の考え方の理屈としましては、前回、小野委員のご提案もありましたが、法の3,000㎡の10分の1であるとか、あるいは、この現場感覚としてつかみやすい100坪といった感覚ですとか、こういったところが挙げられてございます。ですので、事業者の負担軽減や指導の効率性から見て、300㎡未満について対象除外とするということを今回、事務局のほうから提案させていただきます。

前回、第2回の資料1で示した軽易な行為の規定のスライドを今の300㎡というところで書き起こし直したものでございます。

なお、適用除外に関して、通常管理行為や軽易な行為に当たるもので、適用除外になる土地であっても、万が一、健康被害のおそれがある土地については、当然、法5条の必要性というものも、場合によって検討されるということで整理したいと考えてございます。

資料3及び追加資料の説明については以上になります。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。第1回、第2回との議論の経過と、それから、区市との協議で行っていただきまして、区市から出てきたご意見をまとめて、それに対する事務局の考え方を示していただきました。

さらに、最後のほうで、前回の宿題でありました第117条の適用除外の具体的な数値、軽易な行為の面積として数値、100㎡、300㎡というのが前回議論をされましたので、それについて、新たなデータも含めて、今、紹介をしていただいて、最後のスライドでいうと8枚目でしょうか、3-29のところ、300㎡未満とするのが事務局としてどうかというご提案でございます。

これまでの検討経過のまとめと前回の宿題について、ご議論をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。まず、区市のご意見に基づいて、事務局の見解、見解されて

いますけれども、今回、全てここでやるというか、これから引き続き検討していく内容も多く含まれていますので、次回以降、いろいろこの具体的な内容については検討していくことになるかと思えます。その方向も含めて、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。何か、石崎委員、ありますでしょうか。面積要件については、またもう一度、改めて。

【石崎委員】 面積のほうはおかせていただいて、先ほどからずっとご議論いただいているのを伺っていて、実際、事業者の側からすると、例えば廃業時ですとか、そういうときに、東京都の指導と23区というか市区町村の指導がちょっと食い違っていて、事業者自体が、ちょっと、えっということになることが多々、現状でもあります。この見直しを含めて、その辺のところを東京都と市区町村ともう少し連絡を取り合いながら、もう少し行き違いないような形で、スムーズに処理が進んでいけるような形をとっていただけるようにしていただけると非常に助かるというところ。

実際、今言いましたように、例えば東京都のほうがいいですよと言っても、区に提出すると、いやいや、それじゃだめだとか、結構、そういう事案があるんです。ですから、その辺のところの整合性みたいなものをとっていただけるように努力していただけると助かるんです。

以上です。

【細見委員長】 それは届出が都にも、あるいは区市にも出す場合ですか。

【石崎委員】 そうですね。

【丹野課長】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、法3条と条例116条は都と区市に届出先が分かれておりますし、権限も分かれておりますので、指導も、個別にというケースも多々ございましたので、今、石崎委員からのお話のご懸念というのは、私どもも、日々、伺っているところでございます。

その内容も踏まえまして、今回、ご提示させていただきました資料2の法制度との重複に係る整理というところで、まず都と区市での指導の齟齬は極力ないようにということを中心に考えました。あわせて、手続も合理化できればということで考えております。

ただ、内容をまだ詰め切れていないところもございます。そのあたりは、区市や、あと業界団体の方へのヒアリングなども踏まえまして、中身を詰めていきたいと考えております。

【細見委員長】 ありがとうございます。石崎委員のおっしゃられたように、区の指導

と都の指導が全く食い違っているという場合には、非常に事業者自身が困惑されてしまいますので、その点については、情報の共有を含めて努力していただくような、緻密な情報交換というか、情報の共有というのを具体的にどうやって進めていくかというのは検討していただきたいと思います。

そのほかにご意見とかございますでしょうか。鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 37ページ、41ページにかかわるところで、いわゆる地下水汚染なり飲用井戸の話なんですけれども、これは前回もちょっと申し上げたところで、これはコメントです。

今、水循環基本法が施行されていて、地下水は循環するんだという概念がちゃんと明確になってきて、流域としての保全という概念が出てきているということ。それから、前回も申し上げましたように、地中熱みたいに、飲用ではなくても、今、地下水ないしは地下を利用して、複数の帯水層に穴をあけてしまうという可能性からの汚染の拡散、拡大という懸念もあるという観点も含めて、この飲用なり、井戸の位置、それから地下水の汚染に対する対応、環境保全という概念があると思いますので、そこでぜひともうまく検討していただければと思います。

【細見委員長】 この飲用井戸に関連する情報の提供、収集、保管して提供するというのは、なかなか実際に個人情報というか、そういうのもあって、多分、都としても悩まれているし、国としても、なかなか議論しても何となく、ちょっと歯がゆいところもあって、特に、今回は区市の意見として、災害時のような井戸の場合に、国としては飲用井戸の中に含めていますが、区としては、確かにほとんど利用しないケースに対してどうかという一方で、先ほど言われたように地下水の保全という観点もございますので、ちょっと難しい点ですけれども、次回以降を含めて、いろいろ議論をして、よりよき制度にしていけるように、皆様の協力をお願いしたいというふうに思います。

【丹野課長】 ありがとうございます。

【細見委員長】 何かほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでの議論の検討経過についてはお認めいただいた、方向性を認めていただいたということで、最後に適用除外の具体的な軽易な行為の面積、これまでは100㎡か300㎡かということで議論をしてまいりました。それについて、事務局案としては、今回、300㎡という案が出ていますが、いかがでしょうか。この資料を見ると、大塚先生が100㎡か300㎡かということになっていますが。

【大塚委員】 10mメッシュというのが100㎡なので、それがいいと思っていたんですけども、ちゃんと理由がつけば300㎡でも私は別に構いません。理由がついていくことになるかどうか、よくわからないんですけども、確かに届出件数を見ても8割5分なので、汚染率8.5%は私はちょっと高いかなという気もしているんですが、面積の捕捉率も99%ですし、300㎡という考え方もあり得るかとは思いました。

【細見委員長】 ありがとうございます。勝見委員、どうぞ。

【勝見委員】 私、資料では100㎡ということになっているんですけども……。

【細見委員長】 そうだ。勝見先生100㎡だ。

【勝見委員】 あまりそういうつもりはなくて、前回の資料を拝見した限りでは、100㎡というのが説明しやすいんだけど、300、900でも理由がそうならということで申し上げたつもりで、前回の委員会でも、ほかの先生方から、300㎡で合理的ではないかというご意見もいただきましたし、今回、改めてこのようにデータも整理していただいて、特に最後の、当たり前と言えれば当たり前なんですけれども、改変面積だけではなくて土壌汚染の有無についても、ちゃんと注意してお話いただくということを整理していただいていますので、そういう点では、300というのが合理的だというぐあいに私自身は改めて理解をいたしました。

【細見委員長】 ありがとうございます。小野委員。

【小野委員】 私も、この整理で納得がいくというか、妥当だと思います。大事なことは、3-29の一番下に書いてある、適用除外の土地であっても、健康被害のおそれがある土地は別途捕捉するということなので、こちらで両方から担保されているところだと思いますので、妥当だと思います。

【細見委員長】 小林委員、どうぞ。

【小林委員】 私も、300ということで、どこかで分ける必要もありますので、300ということでもいいのかと思っています。

1点だけ確認として、汚染率のデータについては、100㎡と300㎡とで、数字が100㎡のほうが小さいように見えるんですが、例えば、それぞれ100㎡当たりの汚染という見方をすると、100㎡当たりのほうが数字は大きくなると思われまして、ですので、汚染率がこれで低いからという説明の仕方はちょっと誤解を招く気もしました。それほど大きくは変わらない。あとは行政的なそういう負担だったりとか、事業者さんの負担も踏まえて、300というところで線を引くという考え方なのかと。

【大塚委員】 今のは、これは適用除外をしちゃうんだから、やっぱり300と見ないとだめなんでしょう。100ずつで見るというのもあるかもしれませんが、やっぱり300でというのを見ないとまずいんじゃないですか。そこは適用除外しちゃうということで……。

【小林委員】 そうですね。

【大塚委員】 そこはカットしちゃうわけですから。

【小林委員】 ですので、汚染の発生率が100㎡だと、汚染が少ないみたいな、そういうふうな捉え方です。

【大塚委員】 それはそれで、そうなんですけれども、8.5という数字も、それはそれで大事だと思うんです。わかりますけれども。

【小林委員】 説明の仕方について、誤解を生じないようにお願いします。

【細見委員長】 汚染率という表現はいいんでしょうか。不適合率ですか。

【名取課長代理】 そうですね。汚染率というものの説明が難しいところでしたが、汚染が発見された件数ですので、面積とかはここには勘案されておりませんし、おっしゃるとおり、100㎡ごとに切った場合に、少し違う見え方をする可能性はあるかというふうに思います。この場合は、あくまで、この部分を切った場合にどの程度の件数が見逃されてしまうかということをお示ししたかったという意図でございます。

【細見委員長】 おそらく最後のところが重要、大塚先生が言われたようなところかと思しますので、そういう意味では、ちょっと注釈か何かだけつけ加えて説明をしていただけるといいのではないかと思います。

今日、全体のご意見を伺って、前回、宿題となりました軽易な行為の面積については、皆様のご意見を踏まえて300㎡とさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、これまでの検討経過のまとめについても、およそこの今まとめていただいたもので、大体、次回以降、この検討の方向で進めていきたいと思いますが、よろしくご協力をお願いします。

ご意見、ご異論がないということで、次回以降、この資料に基づいて、ぜひ、事務局のほうでは検討していただきたいと思います。

【丹野課長】 はい。承知いたしました。よろしくお願いたします。

【細見委員長】 それでは、引き続きまして、議題の(1)－④、これまでの中間取り

まとめについて、事務局より説明をお願いいたします。

【丹野課長】 それではまず、資料4の説明をさせていただく前に、参考資料の3、都の土壤汚染対策制度の見直しに係る検討スケジュール（案）をごらんいただければと思います。この1枚のものです。おそろいでしょうか。大丈夫でしょうか。

【細見委員長】 はい。

【丹野課長】 まず、この表の上段に土壤汚染対策法関係の記載がございます。国におかれましては、来年春の二段階目の施行に向けて、政省令改正に取り組んでいるということで、順調にいけば、今年の秋ごろ、政省令公布の予定であると伺っております。

続きまして、中段の条例見直しの欄をごらんください。検討委員会の第3回目、③、3月2日というところが本日でございます。本日は中間取りまとめの素案をお示しいたします。今後、委員の方々にお諮りいたしまして、29年度内、今年内に、素案がとれました形の中間の取りまとめを作成したいと考えております。

その後、平成30年度早々、今年の4月以降に、この中間取りまとめにつきまして、関係者ヒアリングを実施したいと考えております。この中段のところの四角で囲っている部分でございます。ここでの関係者とは、業界団体や区市を想定しております。

次に、関係者ヒアリングの結果を反映させました中間取りまとめを踏まえまして、パブリックコメント案を作成いたします。このパブコメ案につきましては、次回、第4回の検討委員会にお諮りしたいと考えております。その上でパブリックコメントを行う予定でございます。パブコメは、都のルールで、30日間ということになっております。このパブコメの結果につきましては、第5回以降の検討委員会でお示しいたしますとともに、あわせて条例改正の事務手続を進めてまいります。

平成30年内に条例を改正いたしまして、改正土対法と同じ時期に施行したいと考えております。

平成30年度、今年の4月からの検討委員会では、条例施行規則や指針の改正の内容を中心にご審議いただくこととなります。

委員の皆様、引き続き、よろしく願いいたします。

私からは、今後のスケジュール案につきまして、ご説明させていただきましたとともに、これからご説明いたします中間取りまとめの素案の位置づけにつきまして、ご説明させていただきます。中間取りまとめの素案の詳細につきましては、これから矢野のほうから、説明させていただきます。

なお、これからご説明いたします中間取りまとめの素案につきましては、本日の検討の結果を受けて、修正、追記する事項もございます。その内容につきましては、記載を追加した上で、各委員に再度、メールなどでお送りいたしまして、お諮りしたいと考えております。

本日は、現時点のものにつきまして、お気づきの点等についてご意見を頂戴できればと考えております。よろしくお願いいたします。

【矢野課長代理】　続きまして、私のほうから、こちらはA4の資料でございますので、パワーポイントは使わずに、そのままお手元の資料のほうを見ていただきながら、お聞きいただければと思います。

都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討について（中間とりまとめ）ということで、本日、素案としております大きな理由としては、この第3回の検討の内容は、こちらに反映されていないということで、こちらを入れた状態で、一旦、また今日いただいたご指摘を反映したもので、案という形で皆様にもう一度、メール等でお示ししたいと考えているということで、この素案というものについてご承知いただければと思います。

こちらの中間取りまとめとしまして、まず、第1章ということで、いわゆる背景部分の説明というものになります。おおよそ、先ほど説明した資料3の冒頭スライド2から8までの部分の内容を文字で起こして、加筆したというような内容でございます。

この第1の改正の経緯は、条例の制定、法の施行改正に係る内容を記載してございます。また、今回の法改正については、都からも、土壤汚染対策制度の見直しに向けた意見を提言したということについても触れてございます。

第2につきましては、環境確保条例、それから、その条例の中での土壤汚染対策制度の特徴というものをまとめてございます。法に先んじてできた部分、あるいは、工場・指定作業場の規制の一環としてできている部分ですとか、それから、第1章、1の一番下でございますが、法と条例との目的の違いというようなところに触れてございます。

まためくっていただいたところについては、対策の要件の違いというところについても触れてございます。

第3につきましては、今回の改正の理由となりました条例制度の現在の課題について、4点、挙げてございます。こちらについても、既に説明はしてございますが、法改正の対応の必要性が①、それから、法との重複、不整合が②、それから、③として、汚染地情報の公開規定が未整備であること、それから、④として、条例運用上の課題があるというこ

と、それから、丸ではございませんが、またとして、法、条例に含まれていない考え方も取り入れるというところでございます。

第4としましては、検討の基本方針、それから進め方について、簡単に記載してございます。

第2章のほうで、これまでの検討のまとめの部分でございまして、先ほどの資料3のほうは検討の順番に沿ってまとめてございまして、こちらの中間取りまとめとしましては、これまでの検討の順番や各資料のくくりを一旦、ほどきまして、制度の全体をどう見直したのかがわかるように再構成させていただいております。

第2章の1、2が目次に当たる部分でございまして、第1が目的、規制対象に当たる内容、第2が情報公開、第3が調査契機に係る部分、第4が対策、第5が汚染地のリスク管理、第6が法と条例の重複、それから、第7にその他という構成としてございます。

それから、ここから後につきましては、第1から、各検討課題、その背景、考え方の部分につきましては白背景のところは明朝で、その他、見直しの方向性ということで一旦、整理したものにしまして、緑の四角でエリアを設ける形で整理してございます。

明朝体で記載している内容につきましては、検討委員会の資料で示した背景、それから、考え方のほか、改めて、この取りまとめで文字起こしした過程で書き加えた内容もございまして、大きな加筆及び各項目の見直しの方向性について、一通り、ご確認いただければと思います。

ちょっと時間が、すみません、押してございまして、ポイントを絞って進めさせていただきますが、第1につきましては有害物質の定義ということで、定義を整理するということ。

それから、第2の対象とするリスクにつきましては、人の健康リスクを法に合わせる、条例制定時のおりに、健康被害を防ぐ対象は将来にわたってが対象であるということの考え方の維持。

それから、4ページ目、2（1）健康リスクの定義につきましては、法と同様の判断基準とすること。

それから、続きまして、5ページ目、飲用井戸情報の収集につきましても、法のように収集に関する規定というものをするということ。

それから、6ページにつきましては、地下水環境保全の考え方ということで、こちらは115条による地下水環境保全の考え方を維持して、要件を整理するということ。

それから、続きまして、7ページ目は自然由来等基準不適合土壌の扱いにつきまして、搬出規制をするということ。

それから、こちら、8ページ目が調査、対策義務の原則ということで、これまでさまざまな検討の中で散りばめられてきた部分を、1度、こちらで原則という形で整備したいと思っております。

特に、1、2、3ポツ目までは内容の説明で、4ポツ目が考え方を示したところでございますので、土地所有者の役割について、幾つかの立場があるというところで言及してございます。

見直しの方向性にあるとおり、条例おける調査、対策の義務というのは第一義的に汚染原因者、行為責任者に課すと。それから、土地所有者の関与のあり方については、各規定の義務の性質に応じて個別に定めるというところで整理してございます。

続きまして、第2の情報公開のところにつきましては、これは本日、資料1のほうでも、台帳のことなど説明したので、そういった内容になってございます。

続きまして、第3の調査実施の契機ということで、11ページ目以降でございます。こちらから、検討の順番が当日の説明と前後しますが、最初に調査報告の実施の時期というところについて整理してございます。考え方については、先ほど資料3の説明でも、区市の意見等も含めて触れたとおりでございます。

それから、調査猶予の件が12ページにございますが、こちらについても先ほど資料3の説明の中で触れたとおりでございます。

それから、13ページが調査義務の承継のところでございます。こちらにつきましても、少し説明上、加筆している部分がございます。このあたりを確認していただければと思います。基本的には、調査の実施義務というのは汚染原因者にあるものの、土地所有者の状態責任に基づく汚染状況については把握すべきだという立場を明確にするというところでございます。

それから、117条の適用除外のことにつきましては、先ほど100㎡、300㎡のことが結論として、ある程度、出たところでございますので、それを反映した形で、後ほど直させていただきます。

また、この14ページのポツの中の一番下のところに斜字で書いてございますが、今、法改正で法の4条の適用除外に関する議論があることについても、一言触れてございます。

それから、16ページにつきましては、これは第1回、第2回で説明したとおりでござ

いますが、法の対象となるような土地につきましては、基本的に117条の対象になるということで整理するというところでございます。

それから、17ページの操業中の工場の自主的な調査というところにつきましても、これも先ほど資料3の中でちょっと触れましたが、調査結果の公開等につきましては、引き続き、継続で検討するというところで書かせていただいております、見直しの方向性の中で、丸の4つ目で、既に例外的な扱いを可能とするというところまでは考えたいと思っているところでございます。

それから、第4の対策を要する土地というところにつきましては、対策の要件として、今日の説明の中でもたびたび出てきましたが、健康リスク、それから高濃度の地下水の汚染のおそれというところで、それ以外は管理をするという考え方でございます。

この中で、先ほどもちょっと触れました、自然的条件などの場合についての扱いについては整理するというのも、明朝体ポップの中で少し触れてございます。

それと、健康リスクのある土地における対策については、今まで説明してきたとおり、法に合わせるというところで整理してございます。

それから、地下水汚染のある土地における対策につきましては、具体的な対策措置の内容につきましては、指針の見直し作業について検討するというところでございます。

対策の義務の課し方につきましても、これもちょっと整理がまだまだ残っているところではございますが、基本的に土地所有者等に命令を出す要件の整理として、合意がない場合、いわゆる不存在の場合の命令につきましては、土地の所有者が無過失の場合は除くという整理。

あるいは、高濃度汚染の場合であっても、基本的には地下水対策に関する命令、指示といったものを発出することが必要であるという考え方の整理というところでございます。

残りは記載してある部分としては少ないですが、23ページは汚染地のリスク管理、改変に係る拡散防止の部分で、法の12条、16条に類似の制度をつくるというところでございます。

ここから先が第3回の検討委員会を受けて記載というところが多数ございます。こちらは、本日以降、事務局にて整理を行ってまいります。

24ページの自然由来等基準不適合土壌につきましては、本日説明したような内容、あるいは、前回の説明内容のほうをまとめてございます。

それから、法との重複に係る整理のうち、調査の方法につきましては、前回、法に寄せ

るということで、方針を示したところがございますので、そちらについてまとめてございます。

以降の条例の重複につきましては、今日説明した状態ですので、まだまとめができておりません。

最後、27ページにつきましても、SR、GRの選択の促進というところにつきましても、本日の説明を含めて記載いたします。

116条の調査義務等勧告違反への対応というところで、調査義務違反に対する勧告、公表、それから、土地の情報の公開というところをこちらにまとめてございます。

本日はこういった形で、第3回の内容の反映ができていない段階でございますが、月内には案がとれることを目指しながら、委員の皆様にも早いうちに案をお示しできるようにしたいと思っております。

以上です。

【細見委員長】 どうもありがとうございます。スケジュールが非常にタイトであるというのは、この参考資料の3を見ていただいておりますが、この検討委員会でも今まで3回議論した結果を中間取りまとめとして今年度中にまとめると。関係者のヒアリングを行った上でパブリックコメントにかけて、これは1カ月、30日でしたか。

【丹野課長】 はい。

【細見委員長】 要して、それをもとに次回の委員会を開催するということになります。その意味で、資料4、今、説明がありましたように、基本的には背景とかは、それぞれ第1回、第2回、本日の第3回目を含めて、その経緯とか現状の課題を踏まえた上で見直しの方向性というのが各スライドで提出されております。これをもとにまとめていただいたのが資料4で、本日の第3回目はまだ記載されておられませんけれども、本日いただいた意見としては、おおむね認めていただいておりますので、見直しの方向性がこれで一応、埋まるはずでございます。

それをまとめて、各委員の皆様にも、これは郵送する、どうやって確認をとりますか。

【丹野課長】 メールを送付いたしますとともに、印刷物を郵送させていただきたいと思っております。

【細見委員長】 ですので、メールとともに、この資料4で、本日の結果も踏まえたもの、印刷したものを各委員の皆様にお送りします。それに対して、いついつまでにこうしろというのはどうしたらいいんですか。

【丹野課長】 今、内部で検討しています。1週間後ぐらいまでには皆様方のお手元に届くようにしたいと考えております。メールのほうが先行するかと思います。その際にご確認いただきたい時期、いつまでにというところはご連絡をあわせてしたいと考えてございます。期間が短く、申しわけございません。

【細見委員長】 おそらく3月の中旬の初めぐらいでしょうか。それぐらいに印刷物が届いて、1週間ぐらい、ちょっとチェックしていただいて、これまでの議論をちゃんと踏まえた表現になっているのかどうかというのを確認していただいて、多分、それも1週間ぐらいの猶予でお答えしていただきたいと思います。

十分に、これを見て、もう一回、過去の1回目、2回目の資料の見直しの方の文章をチェックしていただくのに、この二、三日中ぐらいに、もし、この資料4として含めるべき、あるいは、いいですかね。とりあえず原案をつくっていただいて、それを委員の皆様でそれぞれ確認していただいて、最後、多分、関係者のヒアリングに入る前に、一応、取りまとめた意見を伺った上で、とりあえず一旦、これは事務局の案にはないんですけども、委員長の私が一応、見させていただいて、皆様の意見をできるだけ反映したものに、関係者のヒアリング、それからパブリックコメントという方向にさせていただければと思います。

一応、中間とりまとめなので、どうしても、その後、いろいろな問題があったときには、いろいろ修正等がきくかと思えますし、次回、5月か6月でしょうか。1カ月、パブコメがありますので、そのぐらいに次回が開催されると思えますので、それまでには少しまたご意見等を伺える機会があると思えます。

よろしいでしょうか。

【丹野課長】 先ほどの検討委員会の開催の時期でございますが、一応、④ということで、5月を想定しておりまして、最後に申し上げようと思っておりましたが、今のところ、先生方のご都合により5月31日が候補日となっております。

【細見委員長】 5月31日。

【丹野課長】 はい。5月31日の午後でございます。

【細見委員長】 いかがでしょうか。今、全員、委員の皆さんがそろっていらっしゃいますので。

【丹野課長】 いかがでしょうか。

【細見委員長】 第4回の検討委員会を5月31日の午後に開催したいということですが

が、よろしゅうございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【丹野課長】 ありがとうございます。その際に、パブコメ案をご提示させていただいた上で、その後、パブリックコメントにかけるといふことで考えています。

【細見委員長】 ごめんなさい。5月31日に第4回の委員会をして、その結果をもとにパブリックコメントにかけるといふことですか。

【丹野課長】 はい。

【細見委員長】 すみません。申しわけない。

【丹野課長】 よろしく願いいたします。

【細見委員長】 すみません。このスケジュール案の私の見間違いで、関係者のヒアリング等を行っていただいた上で、かつ4回目の検討委員会を踏まえたものをパブリックコメントにかけるといふことにさせていただければと思います。

本日は、どちらかという、この中間報告案については、さらに本日の検討結果を含めて、各委員の皆様にお知らせをして、送付をさせていただいた上で、ご意見があれば、期日までにご意見を賜りたいという、宿題ということにさせていただければと思います。

今、構成は説明していただきましたけれども、この構成について何かご異論があれば、あるいは、こういう項目を立てるべきだといふご意見がありますでしょうか。

【鈴木委員】 いいですか。

【細見委員長】 鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 全体を見ていてなんですけれども、今、法4条、それから、都の条例の117条の形質変更の中で、盛り土の行為といふのは基本的には対象外になっていると思うんですが、今は多分、法のほうも、いろいろ特例区域なんかの検討の中で、土の搬入、入ってくる土に対する品質という話が少し議論になってきていると思います。東京都さんの場合には、残土条例がないので、入ってくる土に関しては、特に何でも構わないと。そうすると、他県から汚染土壌が入ってきちゃうと、実は何も規制できないんです。実際には汚染を取った土地であってもです。

ですから、少し入ってくる土に対する考えといふのもどこかでまとめておいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。今回、反映できるかどうかはちょっと別問題ですけども、全体をぱっと通して見たときに気になった点です。

【丹野課長】 ありがとうございます。今後の課題として、東京都としても受けとめたいと思います。

【細見委員長】 国のほうでは、自然由来の汚染土壌、基準不適合土壌の区域間移動だとか、区域を越えての移動だとかというのを今、検討していますので、そういう意味では、そういうものが搬入されることがあり得るといった場合に、東京都としてどうするのかというのでも考慮しておいてほしいというご意見かと思えます。

国は国で、今、議論をしていて、勝見委員もいろいろ、皆さん、国としてご意見を賜っていると思いますが、いずれにせよ、今はどちらかという、搬出するほうに関しては、今回、いろいろ規定はあるんですけども、搬入される側に関しての視点もちょっと必要ではないかという、今すぐにといいわけではないと思えますけれども、国の方向性が議論されて、明らかになった時点では、ある程度、国、都としてもということでしょうか。

【鈴木委員】 ちょっと補足ですけども、東京都の先ほどの流れからすると、区域指定はされないんですね。そうすると、法の中では、区域内の土の動きは自由だということで、汚染土が動くんですけども、そういうことが都の条例の中ではどうなるかというの、搬出というよりも、それも同じことだと思っています。ですから、そこら辺を含めて考える必要があるんだろうというふうに思います。

【細見委員長】 今のご意見に対して、次回、少し何か議論できる用意、資料がありましたら、それも含めて宿題にさせていただければと。どうでしょうか。

【丹野課長】 はい。内部で検討させていただきまして、中間取りまとめへの反映がどこまでできるか、検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【細見委員長】 それでは、本日の会の時間が参っていますが。

【大塚委員】 すみません。

【細見委員長】 はい。

【大塚委員】 細かいことだけれども、忘れるといけないので申し上げておきますが、今の2章の21ページのところの記述自体は、これでいいと思っはいるんですけども、さっきの資料3のほうの3-18ページのところとの関係で、ちょっと一言だけ申し上げておきますと、この38ページのスライド35と36の関係ですが、むしろ転得者のほうがスライド35のほうで右に赤字で書いていただいている、土地所有者に過失があるかどうかという話に関係してくると思うので、多分、ご理解いただいていると思うんですけども、むしろ転得者のほうが問題になると思うので、これは転得者も多分、状態責任を負う可能性はあるということになるかと思うんですけども、そこはどうお考えなんですか。

【名取課長代理】 ご指摘のとおりでして、転得者にも状態責任は課すつもりで考えております。ただ、ご指摘のとおり、無過失の場合には義務が移転しないということを考えていますので、このあたり、表現が少し統一できていないという部分がありますので、ちょっと注意します。

【大塚委員】 ありがとうございます。わかりました。

【細見委員長】 今のは確認ということで、まだ検討されているということでございます。

それでは、議題の（１）が終わって、議題（２）その他の１の報告事項ですけれども、手短によろしくをお願いします。

【丹野課長】 申しわけございません。予定の時刻も近くなっておりますので、手短にご説明したいと思います。資料５をごらんください。東京都土壤汚染対策アドバイザー派遣制度の運用実績ということで、ご説明いたします。

一応、こちらの資料でご説明いたしますが、今回、アドバイザー制度につきまして、初めての委員もいらっしゃるということで、簡単に制度の概要だけご説明したいと思います。スライドの２つ目です。

東京都の土壤汚染対策アドバイザー派遣制度は、平成２３年度より実施しております中小事業者への技術支援のための制度ということでございます。具体的には、都が委託した土壤汚染対策の専門家が中小事業者の工場や事業場の現地を訪問いたしまして、個別に相談、助言を行う、直接的な支援策ということになっております。

アドバイザーの派遣に当たりましては、中小事業者の方の費用負担は全くない、無料でございます。

最後につけております、このリーフレット。こちらのリーフレットで皆様にご案内しているところでございます。

この制度ですが、平成２３年度から発足しておりますが、中身を拡充しております。平成２４年度からは、本来であれば、法や条例の対象となる廃止時のみにアドバイザーを派遣していましたが、それに加えて、中小事業者の方が自主的に行う対策を推進するという観点と、汚染への早期の対策を促進するという観点から、操業中の工場、事業場へもアドバイザーを派遣する制度を導入しております。あわせて、中小事業者の団体等への出前講座というのも開始をしております。平成２６年度からは、中小事業者の工場や事業場が立地している、土地の所有者の方からの申し込みも可能としております。２９年度、

今年度からは、総合相談業務ということで、窓口業務を開始しております。あと、操業中の工場、事業場へ派遣するアドバイザーの内容の中に、簡易調査をするということも導入してございます。

派遣の実績でございます。スライド3と4でございます。

まず、廃止時の土壌汚染対策アドバイザーにつきましては、今年度、平成29年度は、2月末現在で33件派遣しております。派遣の件数でございますが、この表のとおりでございます。着々と増加しているという状況でございます。

下の表で、操業中の土壌汚染対策アドバイザーにつきましては、29年度2月末現在で5件ということで、こちらのほうは若干、横ばいの傾向でございますが、ただ、毎年度、確実に派遣をしているという状況でございます。

続きまして、スライドの5でございます。アドバイザーの派遣先でございますが、クリーニング業、メッキ業、これは法も条例も対象になる部分でございます。あと、条例のみの対象といたしまして、金属加工や印刷、ガソリンスタンドもあります。うち、土地の所有者への派遣は7件ございました。操業中につきましては、やはりメッキ、クリーニング業、あとは金属加工業ということでございます。

今年度から実施しております簡易調査でございますが、こちらは、スライドの7を見ていただきまして、実は、今年度の簡易調査としての実績は3件でございます。うち1件の事例を簡単に示しておりますが、こちらはメッキ業におきまして簡易調査をしております。

六価クロムとフッ素につきまして調査をいたしまして、結果的には、スライドの8のところの表のところでございます六価クロムの溶出量で、ナンバー3という場所で0.34ということで、基準0.05に対して、若干、高目な値が出ました。そのため、六価クロムを使用していた場所付近での基準超過のおそれがあるということで、より詳細な、今回行ったのは簡易分析ですので、公定分析を実施することですとか、その結果に基づいて、さまざまな措置をとることというような助言、アドバイスしております。

今年度の実績、3件のうち、メッキ業が2件、クリーニング業が1件ということで、メッキの1件は、今ご紹介した場所でございますが、もう1カ所のメッキ業の方からは、鉛が出ております。クリーニング業の方はテトラクロロエチレンが検出されております。検出されたということで、それに合わせたさまざまな適切なアドバイスをさせていただいております。

続きまして、スライドの9でございます。出前講座の実績でございます。今年度5件と

いうことでございます。うち3件が東京都のメッキ工業組合関連ということでございます。

スライドの10で、総合相談業務でございます。こちらは、土壌汚染対策に関する専門的な知識を有する者を配置しております。基本的、一般的な事項について、窓口及び電話で説明をいたします。こちらは同じ第2庁舎の23階が執務室になっておりまして、こちらに窓口を設置しております。開庁日、1年間、224日という計算でございますが、開庁日の9時から5時半まで窓口を開設しております。

相談実績でございますが、一番下でございますとおり、対面窓口が285件、電話で996件ということで、合計1,281件、これは今年度の2月末の時点の値でございます。1日当たりに換算しますと、おおよそ、六、七件の相談があるということで、主な相談者につきましては、不動産業者、設計・コンサル業、指定調査機関、建設業ということになってございます。かなり需要はあると考えてございます。

最後に、スライドの11でございまして、アドバイザーを派遣した場所で、その事業者の方たちにアンケートをとってございます。アンケートの結果でございますが、制度の満足度ということで、11の事業者の方からご回答いただいて、8事業者の方からは、おおむね満足以上の結果をいただいておりますので、総じて好評であると考えてございます。

このアドバイザー制度につきましては、来年度以降も同規模で実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。これは東京都として、規制だけではなくて、こういうアドバイザー制度を設けて、かなり国は国でやっているんですが、また東京都独自のアドバイザー制度で、非常に利用率だとか、これは無料ですので、非常に効果的なのではないかと思えますけれども、このアドバイザー制度について、何かございますか。国も見習わないといけないと思いますが、丹野課長によると、今年度以降も、これまで引き続いて充実させていきたいということですので、これが円滑な土壌汚染対策につながっていく1つのきっかけになればいいかと思えます。

特にないようですので、本日の議題はこれで全て終了したということにしたいと思います。委員の皆様、どうもありがとうございました。これで事務局に進行をお返しします。

【丹野課長】 皆様、どうもありがとうございました。

本日の議事録につきましては、後日、委員の皆様以案をお送りいたしますので、ご確認をよろしくお願いいたします。会議資料につきましては、一部修正を行った上で、環境局

のホームページに掲載いたします。なお、資料4につきましては、現時点のものをとりあえずホームページに掲載するということになりまして、委員の皆様にお諮りした後の素案がとれたものにつきましては、でき次第、ホームページのほうも差しかえたいと考えてございます。

なお、次回の土壌汚染対策検討委員会につきましては、先ほど日程調整をさせていただきましたが、5月31日の午後ということで、今のところ予定していただけると助かります。詳細につきましては、また固まり次第、早々にご連絡するようにいたします。

最後に1点、ご報告事項がございます。現在、都議会の平成30年第1回定例会本会議が開催されております。昨日、代表質問が行われまして、本検討委員会に関する質疑がございました。

具体的には、都議会の自民党から、「昨年5月に土壌汚染対策法が改正され、この機会を捉えて、都においても制度の見直しを進めていくべきと考えるが、見解を伺う。」というご質問がございました。それを受けまして、「制度の見直しについては、昨年11月から学識経験者等による検討委員会において、専門的見地から検討を進めている。今後、検討委員会での議論と並行して、業界団体等の意見も聞きながら、条例改正に向け取り組んでいく。」という答弁をしております。

委員の皆様には、条例、条例施行規則、指針の改正に向けまして、今後ともご審議いただくこととなりますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

本日も、長時間のご審議、どうもありがとうございました。またよろしく願いいたします。

— 了 —